

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省厅	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所、認定こども園における代替職員の特例配置	保育所、認定こども園において、正規職員の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 厚生労働省	内閣府、文部科学省、宇治市	ひたちなか市	○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などが発生。各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○現状で、保育士配置に余裕がない、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、彈力的な運用ができるのが望ましい。	O保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に応することを困難である。 ○なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いします。			
259	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準に沿って施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保するに当たっては、現地の采光条件が複雑であり、複数の条件を満たさなければ施設が設置できなくなる。また、高層建築物では、底層の日照時間が不足するため、日照基準を満たすために、建物の構造や形状を工夫する必要がある。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に貢献。	建築基準法第28条・建築基準法施行令第19条 内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで、既存建築物を保育所に用途変更しやすくなる。 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の算定方法の導入 ③一体利用される複数居室の採光補正係数の計算方法の強力化を内容とした建築基準法に基づき、告示の改正を検討している。			
257	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るために、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和25年5月24日法律第201号)第63号・第64号に規定する「保育士配置要件の彈力化」が実現されているが、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第91条で定められた「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	国の方針として定められた「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成26年4月から保育士配置要件の弾力化が実現されているが、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第91条で定められた「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条 認定こども園法 内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整においては、弹性利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。	○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に応じることを困難である。 ○よって、基準を緩和することは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のため、保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行なっていただきたい。			
7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額」が「年金受給額の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外」とされている。 ここでいう「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「被扶養順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。 この制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り替えり、事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からのお問い合わせが多くなっているほか、納付忘れによる滞納が発生している。	被保険者の利便性向上に資するとともに行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号、 介護保険料徴収法施行令第42条 厚生労働省	小郡市	酒田市、いわき市、ひたちなか市、ひたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、善通寺市、伊豆の国市、豊橋市、豊橋市、津島市、大津市、京都市、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、徳島市、名古屋市、愛知県、岐阜市、美濃市、福島市、郡山市、磐城市、市、市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○当市でも保険料の支払いが、例年年金からの特別徴収であったため、普通徴収への変更が生じても、引き続き特別徴収であると認識して滞納となる保険者が発生している。本人が年金からの特別徴収を希望するのであれば、被保険者の利便性の向上、また確実な保険料の徴収のためにも普通徴収から年金特別徴収へ変更が可能となるよう求められる。 ○当市においても、同様に半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例が相当数ある。そのため、特別徴収を希望する被保険者からの苦情もあるが、普通徴収に切り替わったところを理解いただけない方が納付漏れや滞納がかなり発生している。なお、苦情等の正確な件数は把握していないが、直接連絡がついた以外にも苦情をお持ちの方は多数いるとの推察される。 ○毎年、特別徴収の対象外となるため(保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えるため)、納付方法を変更するため、原則保険料を年金から天引きする仕組み(特別徴収)を導入している。特別徴収においては、介護保険と同様に、年額1万円以上の年金を受けている者を対象とし、また、天引き額が過大にならないよう、介護保険料と合わせた保険料額の基準を定めている。 ○被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようするためには、市町村は被扶養者で特別徴収対象者である旨の届出書類を提出するまでの間に、特別徴収を希望する被保険者から申請を受ける必要がありますが、上記スケジュールの下では対応困難である。加えて、現在対象外になっている被保険者の保険料を特別徴収することで、徴収順位が後年の住民税について特別徴収ができない場合があることに留意する必要があります。	O後期高齢者医療制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るために、被保険者の保険料納付の利便性を図るために、原則保険料を年金から天引きする仕組み(特別徴収)を導入している。特別徴収においては、介護保険と同様に、年額1万円以上の年金を受けている者を対象とし、また、天引き額が過大にならないよう、介護保険料と合わせた保険料額の基準を定めている。 ○被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようするためには、市町村は被扶養者で特別徴収対象者である旨の届出書類を提出するまでの間に、特別徴収を希望する被保険者から申請を受ける必要がありますが、上記スケジュールの下では対応困難である。加えて、現在対象外になっている被保険者の保険料を特別徴収することで、徴収順位が後年の住民税について特別徴収ができない場合があることに留意する必要があります。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	く追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区分	分野										
13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の要件の緩和	・児童福祉事業又は放課後児童支援員の配置が必要とされるおり、放課後児童支援員には保育士の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上上級児童健全育成事業に従事したもの、②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。 〇本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)があり、その者の勤務日によどもたが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われており、リーダー的な業務も行っている。 高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないために、長所では、放課後児童クラブで働きたいにキャリアがあるが、勤務を継続するところへパンが下がっている。 〇保育士資格の場合は、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同時に既存の2年間の実務経験に上乗せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められないか。	〇中学校卒業者が放課後児童クラブでキャリアを積むことができるにより、放課後児童支援員の確保に資する。 ・放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	豊川市	秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋市、豊橋市、京都市、龜岡市、出雲市、倉敷市、淡路市、庄原市、徳島県、熊本県	〇本県においても、次とのおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高齢学生卒業者等の要件があるため、資格の取得が認められなかつた。 〇クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者いる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たすことであった。 〇本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で、外国の中学校卒業を卒業している者(中卒)がいる。各団体の中学校卒業者には支援員研修の受講資格を認めたり、実務経験で受講資格を認めることで、高校に中選しておらず、人材確保が困難なかつた。 〇本市には中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいる者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たこと하였다。	提出内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していただきたい。		
185	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業について放課後児童支援員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業者について放課後児童支援員の配置が必要とされ、放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされ、放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とするための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上上級児童健全育成事業に従事したもの、②高等学校卒業者等であり、かつ、5年以上放課後児童健全育成事業に勤務する者であつて、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。	・放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	半田市	秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、静岡県、藤沢市、横浜市、京都市、龜岡市、出雲市、倉敷市、淡路市、庄原市、徳島県、佐賀県、熊本県	〇本県においても、次とのおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高齢学生卒業者等の要件があるため、資格の取得が認められなかつた。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。 〇本県においても、中卒のため、補助員となつている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることで、支援員となるいるがいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験のは負担大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講不能が問合せが補助員ではなく支援員を配置する要がありシント編成し支障を来たことであった。	提出内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していただきたい。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野								団体名	支障事例	
302	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。現行では、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上かつ2,000時間程度児童福祉事業に従事した者の②高等学校卒業者等であって、2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者の、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められない。 ○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮していくことも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチロンが下記のように放課後児童クラブで今後も勤務を継続する可能性が高い。また、当該者がクラブにおいては、市町村長と同様の立場を担っているため、所持するクレジットは、平成32年度より放課後児童クラブの運営開始後実際に現場運営体制を保つことができるのか非常に不安感をもっている。 ○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持つ子どもにとっての居場所であり、放課後児童支援員は、子ども達の受け入れにあたり、児童や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。	中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができるようにより、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊橋市、京都府、奄岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市	○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考慮ると高卒認定試験や保育士試験を受験するのには負担がある。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修が間合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能とすると、人材確保が困難なほか、補助員では常に支援員を配置する必要がありシフトで支障を来すことであった。 ○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験が十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となる。 ○本市では放課後児童支援員の認定資格研修の受講が認められていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。 ○補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮していくことも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチロンが下記のように放課後児童クラブで今後も勤務を継続する可能性が高い。また、当該者がクラブにおいては、市町村長と同様の立場を担っているため、所持するクレジットは、平成32年度より放課後児童クラブの運営開始後実際に現場運営体制を保つことができるため、放課後児童支援員になれないケースがある。 ○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業者の方が2名、放課後児童支援員認定資格研修の受講を申し込みを行ってきた。 ○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取り扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考える。 ○本市においても、従前から指導員として勤務していた者の間に中学校卒業までの者が3人存在しており、平成27年度以降の資格要件により、放課後児童支援員としての勤務ができず、補助員としての従事又は放課後児童クラブでの勤務を辞退結果となった。 ○放課後児童健全育成事業の拡充に伴い、年々、放課後児童支援員の確保は厳しくなりつつある。現在のところ本市では同様の事例はないが、様々な事情から高校進学をあきらめざるを得なかった方たちに支援員として活躍できる道を開くことこそが、就労の機会提供と人材確保の観点から非常に有益であると考える。	提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していただきたい。
104	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の整備等に関する法律が適用される。 ○中山間地域がある。 ○中山間地域では、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があつたため、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用ができるよう、平成28年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している名は、保護者から依頼しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地帯で、各地区の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後児童クラブを利用することはできない。 ○中山間地域の子は、子どもの放課後の過ごし方として、望ましい。また、中山間地域の子は、子どもの放課後の過ごし方としてほしいと思っているため、利用者が少數でも、放課後児童クラブを維持してもらいたい。 ○しかししながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難い。	中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機室の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、本巣市	庄原市、沖縄県	○現行制度では児童1人が利用した場合にも支援員を2人配置しなければならない。本市では地域柄土曜日の利用者数は平日と比べて極端に少なく1日の利用者数が10人を下回る施設が多くある。支援員の確保が難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いる状況にある。 ○本市においても中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。 ○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。 待機室問題においては、児童数が少ない小学校が多いため、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準等が実施が困難となっている実情がある。中山間地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。	こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支援員の不足が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職員を兼務することができるとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考える。
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる人口が少く放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用者が多くなる新設が必要な地域もある。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる人口が少く放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用者が多くなる新設が必要な地域もある。	少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。 地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機室の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、中津川市	-	-	こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支援員の不足が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職員を兼務することができるとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考える。
303	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。	放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機室の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市	○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を綴りしていると考えられ、免除を検討すべきと考える。 ○「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措定により、受託者に5年間で計画的に支援員として勤務することができないため、本市でも平成27年度より、受託者に5年間で計画的に支援員として勤務することができない。 しかしながら、県が年に2回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基礎となり配置し、運営できるのか課題である。 ○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。	放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通)のプログラムを実施しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は「保育士による指導」を確保が困難な状態である。 放課後子供教室の職員である学習アドバイザー一人で、児童を対象とした目標を設定し、児童の学習を指導するのを目的とした大学生や社会人等の職員が、放課後児童クラブの方で、ボランティアのようなものであり、毎回個別に確認して、各自の力で、ボランティアのようなものである。 現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の、人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体制的実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後児童クラブと放課後子供教室を全国約1万5千所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点での調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一的な取組みを進めることの課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村:92.1%)であることが最も多く挙げられていることからも、一体制的実施する際の人員配置基準を見直すこと、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化的な実施を推進することができると考える。 現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則として、放課後児童支援員を配置することとされ、利用者20人未満の場合のみ、放課後児童支援員を除く、同一敷地内にある他の事業者との連携による協力体制を取れている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合は、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされている。だから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一體的に実施する際にも、全員で制作活動を行なう等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができる考えられる。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月1日施行) ○厚生労働省令第6号 ○放課後子ども教室推進事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省 長洲町	-	-	実現は困難。 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動場所に参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは、予め児童の安全の観点を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。	回答欄(各府省)	
161	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその要件について、「従うべき基準」とされるべき基準に見直すこと	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその要件について、「従うべき基準」とされるべき基準に見直すこと	1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要について、「従うべき基準」とされるべき基準に見直すこと。 2. 人員資格基準 人員資格基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難になり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学年時の児童数は40人以下とされている。クラブについても同時に、「1の支援の単位を構成する児童の数は、おむね40人以下とする」と定められており、教育の場では、児童につき、名の教職員は配置されないと、一般的である。休校児童支援員は2名と定められており、休校児童支援員の配置を求めていたのは過剰規制の面倒がかかる。クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮して実施していくことにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。 4. 潜在的機運児童の問題 昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年度末時点では過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数は待機による割合で決まるため、待機児童数は増加していない。また、放課後児童クラブの数は増加している。一方で、待機児童数は減少していない。待機児童数は、待機児童数が増加するに伴い、待機児童の待機時間は増加する傾向がある。 5.まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長等は対応できない。 また、これらの見直しに当たつても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。 保育所等の待機児童の受け皿である放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消」に向けて緊急的に対応する施策について「ニーポン・億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されるとともに、失職者対策を行つて、クラブの待機児童対策について、平成28年度末までの子ども・子育て支援事業計画に見込んだ待機児童計画を超過する政府の目標である。 放課後児童に開設する施設については、地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされていたため、クラブの規制に応じた員配置や人材配置が妨げられていた。地方が自らの特性を踏まえて創造工夫を行なって、クラブの質を確保することは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し(「従うべき基準」を廃止)又は「参酌すべき基準」(「見直し」)を行なへべきである。	放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に資するなどして、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。 子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保をめぐる改善をめざめることとしている。また、平成29年4月に発表された方針改修計画においても、放課後児童クラブと放課後子供教室を一體的に実施しているのは、国の施策にも沿うものである。 また、地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者の安心・安全を確保する。放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主な要因は、待機児童支援員などのクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準を義務付けていたことにより、深刻な人材不足が発生しているからである。 放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員)の資格や配慮については、放課後児童支援員(「従うべき基準」)とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤勤務員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士が最も多く占めている状況である。 このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行なったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六都と地方分権改革を進めた部会が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。 2. 人員資格基準 人員資格基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難になり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学年時の児童数は40人以下とされている。クラブについても同時に、「1の支援の単位を構成する児童の数は、おむね40人以下とする」と定められており、教育の場では、児童につき、名の教職員は配置されないと、一般的である。休校児童支援員は2名と定められており、休校児童支援員の配置を求めていたのは過剰規制の面倒がかかる。クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮して実施していくことにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。 3. 勤続率基準 勤続率基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難になり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学年時の児童数は40人以下とされている。クラブについても同時に、「1の支援の単位を構成する児童の数は、おむね40人以下とする」と定められており、教育の場では、児童につき、名の教職員は配置されないと、一般的である。休校児童支援員は2名と定められており、休校児童支援員の配置を求めていたのは過剰規制の面倒がかかる。クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮して実施していくことにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。 4. 潜在的機運児童の問題 昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年度末時点では過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数は待機による割合で決まるため、待機児童数は増加していない。一方で、放課後児童クラブの数は増加している。一方で、待機児童数は減少していない。待機児童数は、待機児童数が増加するに伴い、待機児童の待機時間は増加する傾向がある。 5.まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長等は対応できない。 また、これらの見直しに当たつても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。 保育所等の待機児童の受け皿である放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消」に向けて緊急的に対応する施策について「ニーポン・億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されるとともに、失職者対策を行つて、クラブの待機児童対策について、平成28年度末までの子ども・子育て支援事業計画に見込んだ待機児童計画を超過する政府の目標である。 放課後児童に開設する施設については、地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされていたため、クラブの規制に応じた員配置や人材配置が妨げられていた。地方が自らの特性を踏まえて創造工夫を行なって、クラブの質を確保することは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し(「従うべき基準」を廃止)又は「参酌すべき基準」(「見直し」)を行なへべきである。	児童福祉法第34条の8 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)、放課後児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、西尾市、阿波市、徳島県、北九州市、熊本県、宮崎市	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学年が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていていること認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらには一定のレベルを備えた支援員を養成することによって、支援員のさらなる育成改善につなげていくものである。これでは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われること必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行なっている。 なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部署局にも十分意見を聞いた上で、策定しているものである。	回答欄(各府省)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	通所介護のサービスと通所型サービスA	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者の増加につながるため、通所型サービスAの普及及び事業所の安定的な運営に資する。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドブックについてのQ&A(平成27年8月19日版)」問12	厚生労働省	鈴江市	ひたちなか市、世田谷区、各務ヶ原市	○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。 ○住民どもしのえまいによるサービスの拡充を図ることは重要なだが、自主的な活動のため、住民への周知・理解が必要で、時間を見る。 ○そのため、現状では、今まで要介護者のサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの扱い手となっている。 一方、介護人材の不足、総合事業の上限枠の設定の中では、従来の介護予防通所介護に加え、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。 ○本提案はその一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。 ○今後、高齢者自身が支援を受取す実績を行う上で、通所型サービスAを実施する事業所は必要不可欠であり、より事業者が参入しやすくなる。安定的な運営を確保できる基準に改正が必要があると考えられる。 ○通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置がなされなければならない。 別に一定の条件を満たす場合、面接要件も満たさなければならぬため、小規模事業所の場合、通所介護等の定員に対する面接を除いたり面積が少くまで、通所型サービスAの定員が少人数となり得る。少人数に対し、別に介護職員を配置しなければならないため、事業所の負担がかかる。 通所型サービスAの実施が進まない状況がある、通所介護等と通所型サービスの利用者が合算でもあるものとして定員を定めることができれば、通所型サービスAの対象者となった利用者が事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。			
22	B 地方に対する規制緩和	その他	水道法に基づく給水区域の縮小	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の発生が見られるため水質浄化の簡易装置の新設または施設の増設に影響する費用がかかることが想定されても、拒否することができないことを定めらるる。一方で、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の発生が見られるため水質浄化の簡易装置の新設または施設の増設に影響する費用がかかることが想定されても、拒否することができないことを定めらるる。	水道法	厚生労働省	豊田市	北海道、徳島県	○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の基盤強化の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化も必要である。 ○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他都道府県と比べ割高となる。給水区域縮小に係る許可基準の明確化が求められる。これは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが想われる中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。	○水道事業者が給水区域を縮小する場合とは、その事業の一部を廃止することであるため、水道法(昭和32年法律第177号)(以下「法」という。)第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、当該事業の一部を廃止する場合、水道区域を縮小することができる。 ○許可の要件や申請手続について、法令上詳細は規定されておらず、水道事業を休止又は廃止するにあたっては、当該区域の手段によるもの獲得方法などを考慮して合意するなどしている。 ○平成26年1月に厚生科学審議会「環境水道会合水道事業の基盤強化・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活・人々の水道事業の基盤強化などすべき策についてにおいては、人口減少社会において水道事業等は、給水体制を適切に規模に見直すことが重要であるされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な指針を検討すべきとされている。 ○これを受け、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第11条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。 ○今後、法律案の早期審議・成立に向け努力するとともに、同法律案に委された省令において、水道事業の一部又は全部の休止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることとした。		
31	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりが困難となる特有な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。 当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏な状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能にすることで、子どもの状態にあつた場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供やすくなる。	[支障事例] ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業である。子どもの預かりの制度の限界で困っている保護者は、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりが可能となることとすることで、より地域における支え合いの輪が広がることが期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県	盛岡市、ひたちなか市、大飯郡、箕面市、加西市、宇美町、新宮町、都城市	○援助会員が少なく、預かり支援を受けるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅へ通れ筋の施設での預かりが困難となる。利用者が促進される。 ○ファミリー・サポート・センター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則となっているが、提供会員においても、自宅を提供することが困難な場合があり、公共施設での預かりを希望するが、ファミリー・サポート・センター事業においてより多くの人が利用しやすいみづびくが必要である。 ○本事業は、援助会員が柔軟に施設での預かりを利用する必要があるため、会員も安心して預けさせていただき、会員の増、利用の増に繋げていくと考える。 ○本市のファミリー・サポート・センター事業においては、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行なうが、平成28年度実績でおむね2割程度(602件)となっており、自宅で子どもを預かるに抵抗や不安がある場合は、預かりの時間の柔軟性といった観点からも、預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようになる。 ○会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能にすることで、子どもの状態にあつた場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供やすくなる。	当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行なう会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行なう会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合に施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。		
89	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができるようとしているが、市町村の面積が広く、他の自治体のアクセサリが悪い場合等に、実際に稼働する提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成16年に高知市で開設されてから、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が「市のみ」という状況が続いている。	[支障事例] ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートによるもので、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難いという声が県内市町村から多く挙げられている。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県	福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県	○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全域で完了したが、近隣の市町村による合同実施など、県下24市町村に対して13センターでカバーしている。小規模での実施が可能になれば、多様なニーズにより細かく対応できるようになると考える。 ○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。 ○会員数の要件により、国庫補助の対象となるないものの、市単独の事業としてファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模や地域の実情に応じた運営には同調する。 ○現在は解消されているが、当県において過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。 ○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町責任等で事業を実施しているケースがある。 ○会員数にあわせて、子育て支援センターなど開かれた場所で預かるなどして、提供会員同士安心して利用・提供することができる。また、1度子育て支援センター等で預かるなどで、提供会員が子どもの特徴を理解でき、子どもの信頼関係もできるため、提供会員の自宅での利用へとつながっていくことが期待できる。	当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行なう者と援助を受けた者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。		

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野				団体名	支障事例							
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それまでの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準が少數である場合等には、事業者の指導員又は保育士の兼務及び同一の施設での実施を認めたいなど。	既存の人員、設備でも、基準を満たすことができるようになり、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの同時実施が可能となる。その結果、より長時間、児童を受け入れることができ、障害児支援の充実が図られる。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	厚生労働省	雲南省	港区	○現在事例はないが、港区でも両事業者とも増加傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育が必要な需要が見込まれるため、放課後等デイサービスとの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあけられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となってい。			
34	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト事業所における明示、必要な制度の見直し	人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業所における業務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していくが止ることなく、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援事業が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」である児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。 そのための要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方や地域の実態に適合していないことから、事業者において効率的な運営ができるなかったと聞いています。 具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。 また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員合計によることとされており、上記のよう本体事業所と同様の人員配置として、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が得かず、事業者にとっては厳しい算定となっていた。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のどちらの人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できよう。 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数)	厚生労働省	雲南省	-	-	-	-	提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人、設備及び運営に関する基準第8条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は1つの事業所であるため業務という概念がなく、提案の業務可能な職員の明示は不可能である。また、1つの事業所であることから定員を主たる事業所と従たる事業所で合算することは不合理ではない。	
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に取り組むことができる。 事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、其の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の認定事務は市町村が行っていることにより、地域の実情を反映した認可事務を行なうことができる。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中等教育・保育を受けることができるよう、奈良市保育園整備基本計画・実施計画」にて再編成し、幼保連携型認定こども園へ移行する手順が明確化されている。 ○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園への認可状況等の把握に苦しいところである。しかしながら、現在認可ども園への移行について積極的な支援を実施して一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の同意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいためから、県の考え方によれば、市の考え方方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の意向の事務に面付けされることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	就学前教育の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3章等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、市、富山市、長野市、豊田市、愛知県、市、岐阜市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行なうことができる。 ○本市は子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中等教育・保育を受けることができるよう、奈良市保育園整備基本計画・実施計画」にて再編成し、幼保連携型認定こども園へ移行する手順が明確化されている。 ○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園への認可状況等の把握に苦しいところである。しかしながら、現在認可ども園への移行について積極的な支援を実施して一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の同意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいためから、県の考え方によれば、市の考え方方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の意向の事務に面付けされることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園の認定等事務・権限について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、幼保連携型認定こども園の認定等事務について、中核市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、幼保連携型認定こども園の認定等事務について、中核市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山县、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、愛知県、岐阜市、姫路市、鳥取県、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一括して進めたい。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型認定こども園の認可権限と同様に中核市にも権限を移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能になり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 ○施設類型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認定こども園の運営を行える。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で安心・安全な教育・保育を受けることができる、「奈良市幼保連携基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園に市立保育所をあらわす手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 ○したがって、私立幼稚園に対して、現在認定こども園の移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においては私立幼稚園に認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限をしていない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことが加え、幼保連携型以外の認定こども園を運営を希望する私立幼稚園は県と市の方々に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○認定等の権限とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的・組織的措置がなされる上での移譲は効果的であると考えるが、認定基準の策定部分を含む場合についても、私立幼稚園会との調整等課題がある。 ○認可外保育施設の運営事務が保育所認定などへ意向を希望した場合、中核市に対する申請の事務協議会申込が認められず、認定する認定の事前協議及び認定申請書類の提出が認められず、必要となるが、事業者にとっての事務の負担が大きくなる。 市と事業者計画における認定こども園への意向を希望する考え方によると、認可外保育施設の運営事業者が保育所認定などへ意向を希望する場合、現に認可外保育施設を利用する「認定段階」の段階が当該施設を利用できないなる可能性がある。 特定認可外保育施設認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業者計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○施設の認可権限と認定こども園の認可権限が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。 ○認定こども園(認定未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が正確でない、責任を持った対応が難くなっている。 ○認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有していることから、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指導事項の整理せ等の事務が必要となっている。 ○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。 ○指定都市と同様に、中核市に対しても認定事務を移譲し、類型による認定こども園に関する事務を完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準がなっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。	
41	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公費負担医療における高額療養費に係る自己負担限度額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%)が適用されている。 しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用する場合は負担額を軽減することができる。 公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾患医療費においては、特例的な算定式ではなく、所得に応じた自己負担限度額が設定されている。	公費支出を抑制することができ、それにより生じた財源で他の施策を拡充することができる。	厚生労働省	別府市	長崎県提案分※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 熊本 2,000件 沖縄 500件 山口 800件	ひたちなか市、豊橋市、静岡市、川崎市、相模原市、横浜市、飯塚市	○公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%)が適用されている。しかし、年度末に、該当事者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で算入と正等により、年度末の歳入変更などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。 ○福祉医療分のうち社会保険分を支払基金に委託する場合には、同様の支障が生じることから課題となっている。 ○提案により公費負担は抑えられるが、医療保険者の負担が増となる。 国民健康保険者の負担が増えることになると被保険者の負担が増ることになるため、国民健康保険者の立場から見ると改訂が必要である。本提議は改訂のためであれど被保険者の負担増となるから影響額について財政支援措置を講じるよう要望する。また、事務量について、現時点では方法及び対象者が定まっているので、所得照会に対する回答や限度額適用認定証の発行件数の増加が予想され、被保険者数が30万超の本州市では事務量の増加が見込まれる。	○公費負担医療に係る高額療養費の支給について、現在、指定難病特定医療費及び小児慢性特定医療費を除き、所得区分にかかわらず、年齢に応じて一律の自己負担限度額が適用されることにした場合、事業者にとって負担感がなくなる。 ○医療保険料が厳しい中、保険者の理解が得られるか、等慎重に検討する必要があり、直ちに対応することは困難である。		
47	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	肝炎治療特別促進事業における核酸アラゴグ製剤治療の認定による有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アラゴグ製剤治療の認定について、は、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができる。 延長された場合、受給者の更新手続きを大幅に軽減することができる。 また、長崎県においては年間約1200件程度の更新申請を受け付けており、職員の事務負担の削減も図られる。 そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならず、受給者にとって負担となっている。	[支障事例] 肝炎治療特別促進事業における核酸アラゴグ製剤治療の認定について、は、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができる。 延長された場合、受給者の更新手続きを大幅に軽減することができる。 また、長崎県においては年間約1200件程度の更新申請を受け付けており、職員の事務負担の削減も図られる。	厚生労働省	九州地方知事会	長崎県提案分※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 鹿児島 1,200件 沖縄 500件 山口 800件	北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、鹿児島県、鹿児島市、豊田市、島根県、愛媛県、五島市	○本県の年間更新件数1,104件 ○本県における核医学アラゴグ製剤治療の申請は、新規が年間40~60件、更新は年々増加し、平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知	○本県の年間更新件数1,104件 ○本県における核医学アラゴグ製剤治療の申請は、新規が年間40~60件、更新は年々増加し、平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知 ○自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、公平性の観点から一年毎に確認する必要があります。 ○医師の事務負担も増加している。 ○効率的な事務につながることや患者においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。 ○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく必要な要綱に基づく実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保や事業実施の定量化を図ること同時に必要と考える。 ○本県においては、年間約1,200件程度の更新申請があり、そのうちの約80%は、年々の診断結果や治療内容の確認は基本的にあるものと想定される。しかし、肝炎治療経過中に薬剤効果を変更する例を見られたため、定期的に診断結果を確認する必要があると思われる。 ○定期診断結果については、定期的に診断結果を確認する必要があると思われる。 ○本市においても、毎年200件以上の件数を対象に更新申請を受理し県へ進達している。 更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的負担 ①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的負担 ②診断書作成料、住民税、課税證明等必要書類の取得に係る金銭的負担 があり、昨年度よりり県は、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要となるいる背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者と患者の属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規・更新含めた申請料のうちは(1万円)の判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長を併せて定期的に診断結果を確認するため、有効期間が25年間以前の更新事務手続きを行つたり、有効期間が延長されれば、(患者の負担)の軽減と(患者の負担)の軽減できるため、本提議を賛同する。 ○患者負担の軽減及び県負担の軽減につながるものと考える。 ○本県の平均2年度更新件数:1,024件 ○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。	現行では核医学アラゴグ製剤治療を開始した患者の大部分が治療生涯にわたって継続する必要があり、ご指摘の通り、平成22年度より肝炎治療特別促進事業において核医学アラゴグ製剤を助成対象としている。多くの患者で数年以上の長期投与を続けている。 ○自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、公平性の観点から一年毎に確認する必要があります。 ○医療保険料が厳しい中、保険者の理解が得られるか、等慎重に検討する必要があり、直ちに対応することは困難である。 ○肝炎の重症化が防止され、病態の悪化がほとんど起きない、という声も踏まえ、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議を開いて検討する必要がある。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>							回答欄(各府省)				
	区分	分野				支障事例											
						団体名	その他 (特記事項)										
48	A 権限移譲	医療・福祉	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者登録等の事務に係る登録権限を国から都道府県に移譲することを求める。	<p>[現状] 原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者登録等の事務に係る登録権限を国から都道府県へ移譲することを求める。</p> <p>・原体の製造(輸入)を行う業者</p> <p>・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者</p> <p>・製剤の輸入のみを行う業者</p> <p>なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る剖審を地方厚生局に行っている。</p> <p>[支障事例] 厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べてか月程度多くの時間がかかりている。</p> <p>・原体を製造(輸入)する業者からは、地方厚生局での登録権限を依頼している。</p> <p>なお、これまでに各申請に対する登録可否等について、福岡県の副申内でも地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、國が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。</p>	毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3号まで、第10条第1項第3号、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	九州地方知事会	福岡県提案分	福島県、滋賀県、徳島県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、危を要する毒物劇物の登録等に係る業者が多いため、当県では、危急な対応が困難であり、業者の利益及び利害を損ねる経済的影響を及ぼす恐れがある。	毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び風見から甚大な災害等が発生した場合、自治体を超えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合には、提訴等に応じて事務取扱の対応をするため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら、当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲ができると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、危を要する毒物劇物の登録等に係る業者が多いため、当県では、危急な対応が困難であり、業者の利益及び利害を損ねる経済的影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合には、提訴等に応じて事務取扱の対応をするため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら、当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲ができると考えられる。	○当県においては、自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期(1ヶ月以上)に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者から、早急な登録権限を依頼している。	○当県においては、自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が长期(1ヶ月以上)に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者から、早急な登録権限を依頼している。		
39	A 権限移譲	医療・福祉	原体製造業者及び原体輸入業者等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務等が定められているが、申請する場合は、原体の輸入業者等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	<p>[現状] 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務等が定められているが、申請する場合は、原体の輸入業者等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。</p> <p>[支障事例] ○厚生労働省※施行令第36条の7</p> <p>・原体を製造(輸入)する業者</p> <p>・原体の輸入を行う業者</p> <p>・原体の輸入業者等に係る事務権限を都道府県に移譲すること</p> <p>一方で、厚生労働大臣が行管する事務については、都道府県が申請書受付、現地調査するとともに、登録可否に係る副申を地方厚生局で行っている。このため、都道府県と地方厚生局の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べて處理期間が1か月程度多く要している。</p> <p>また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものと考える。</p>	毒物及び劇物取締法 第4条第1項、第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	栃木県	福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、危を要する毒物劇物の登録等に係る業者が多いため、当県では、危急な対応が困難であり、業者の利益及び利害を損ねる経済的影響を及ぼす恐れがある。	毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び風見から甚大な災害等が発生した場合、自治体を超えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合には、提訴等に応じて事務取扱の対応をするため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら、当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲ができると考えられる。	○当県においては、事務権限を依頼する業者は、地方厚生局での登録権限を依頼している。	○当県においては、事務権限を依頼する業者は、地方厚生局での登録権限を依頼している。				
50	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する監査権限の都道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する監査権限を都道府県から指定都市へ移譲することを求める。	<p>[現状] 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所・福祉事務所等含む。)の監査指導は事務連絡において都道府県が行なっており、地域の自立性が高められる。</p> <p>熊本県では、認定事務を行なっているが、同様に、管内区役所等への積極的な指導・研修をするとされており、二重指導が懸念されている。</p> <p>また、都道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、都道府県庁が内部監査を行なった上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市に於いても、区役所に於いて監査を行う方針が整合性が図られる。</p>	特別児童扶養手当認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が実現され、指定都市が行なう事務の効率化につながる。	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、新潟市、静岡県	○市町村(政令市を含む)への指揮監査は県、県で行なっている。本県政令市は認定事務を区役所に委託していないため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委託した場合は効率化の観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。	平成27年度に特別児童扶養手当認定事務等の府県から指定都市へ移譲した際に、引き継ぎ調査が指定都市(市、区役所等)を監査することとしていたが、認定事務等の移譲から2年後、都道府県が指定都市に内部分別監査を実施するため、都道府県の指揮監査に対する監査を解除し、認定都市の区役所等への監査・研修については指定都市の本庁に行なうこととする。	○上記の実施にあたっては、指定都市の業務が増加することとなるため、全指定都市または指定都市市長会から了解を得ることが条件と思われる。				
51	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の都道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を都道府県から指定都市へ移譲することを求める。	<p>[現状] 認定申請と審査請求の窓口を一本化することにより、住民の煩雑さ、分かりにくさが解消され、指定都市の受給者の利便性が高まるとともに、行政の効率化や事務処理期間の短縮が図られる。</p> <p>〔懸念の解消策〕 指定都市が行なう認定事務については、国の監査指導の対象であるため、国による実施状況の把握が可能である。</p> <p>特別児童扶養手当認定事務については、都道府県が行なう認定事務に係る監査指導の対象であるため、国による実施状況の把握が可能である。</p>	特別児童扶養手当認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が実現され、指定都市が行なう事務の効率化につながる。	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、静岡県、大阪府	○現在、政令市の処分に係る審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点から処分係に係る政令市の処分に係る審査請求先となることが望ましい。	法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定においては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事が行った処分に係る場合は大臣に対する、市町村長が行った処分に係る場合は都道府県知事に対して、それぞれ審査請求を行うこととされている。	一方で、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求は、地方自治法の規定に基づき、都道府県知事に対する処分に係る審査請求については、都道府県知事に審査請求することができる。この対応は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働省に於いて再審査請求を行うことができるよう、政策評議会の確保の観点から特別の規定がなされているところ、と規定される。特別児童扶養手当制度は国が定める認定標準に基づき、各都道府県知事・指定都市市長が認定を行なっていることから、処分係に係る政令市の処分に係る審査請求は厚生労働大臣が行なうことが必要である。	一方で、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求は、地方自治法の規定に基づき、都道府県知事に対する処分に係る審査請求については、都道府県知事に審査請求することとされる。この対応は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働省に於いて再審査請求を行うことができるよう、政策評議会の確保の観点から特別の規定がなされているところ、と規定される。このように、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求の機会が確保されていることから、法第27条と同様の特例を設ける必要性はない。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
186	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を超過して支給した際の事務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を超過して支給した際の事務負担の軽減	○公的年金給付が超過して支給した際の事務負担の軽減に繋がり、債権回収率が高くなることや財政負担の軽減(児童扶養手当事業は、財源が国費1/3、市費2/3)にも繋がる。また、児童扶養手当受給者に於いても公的年金給付金を超過して支給する際に、児童扶養手当受給額と公的年金給付金を計算した上で公的年金給付金を支給することで、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。	児童扶養手当返還額の債権管理業務の負担軽減に繋がり、債権回収率が高くなることで財政負担の軽減(児童扶養手当事業は、財源が国費1/3、市費2/3)にも繋がる。また、児童扶養手当受給者に於いても公的年金給付金を超過して支給する際に、児童扶養手当受給額と公的年金給付金を計算した上で公的年金給付金を支給することで、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。	厚生労働省	奥州市	福島県、郡山市、群馬県、川崎市、平塚市、横浜市、東京都、千葉県、茨城県、新潟市、大垣市、多治見市、静岡県、浜松市、名古屋市、岐阜市、三重県、奈良県、大阪市、兵庫県、福岡県、鹿児島県	○障害年金受給にかかる返済発生は、當市においても多數事例があるが、債務承認書をとり、付書を送付しても全く納付してくれない者や、誓告をしてても返すに、返納が発生したのは行政の怠慢とされることがある。この付書が行われる場合には、返納のどこにも障害年金受給権につけるよう規定が設けられている。即ち、受給者の生活を保障するために年金の給付を受ける権利を保護するというのである。もし、このような規定がない場合には、板に他の規定に基づく処分を実施するためであつて、受給者の生活を保護するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがあると考らざる。さらに、年金給付を受けられる権利を譲り渡すこととは、国民年金法第46条及び厚生年金法第41条が規定により禁止されているところである。そのため、受給権者の年金支給額のうち、児童扶養手当の返還額に相当する額を本人に支給せられることはできない。	○公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼得能力を喪失し、または退廃した者が、その後の生活を維持できるように所得保障を行うことを目的としているものであり、年金の給付を受ける権利は、譲り渡すことができない一身専属のものであると規定されている。この付書が行われる場合には、返納のどこにも障害年金受給権につけるよう規定が設けられている。即ち、受給者の生活を保障するために年金の給付を受ける権利を保護するというのである。もし、このような規定がない場合には、板に他の規定に基づく処分を実施するためであつて、受給者の生活を保護するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがあると考らざる。さらに、年金給付を受けられる権利を譲り渡すこととは、国民年金法第46条及び厚生年金法第41条が規定により禁止されているところである。そのため、受給権者の年金支給額のうち、児童扶養手当の返還額に相当する額を本人に支給せられることはできない。		
17	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当における資格喪失届出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	転出と同時に児童扶養手当が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きが未だなったため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届出と同時に児童扶養手当が住所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。	児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きが未だなったため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届出と同時に児童扶養手当が住所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。	厚生労働省	茅ヶ崎市	ひたちなか市、朝霞市、川崎市、平塚市、横浜市、千葉市、豊橋市、新城市、川崎町、宮崎町	○当市においても転出した時、男性と同居が発覚したことは過去の事例でもあり、その際に前自治体への連絡が取れていた。前自治体との相談をもって喪失手段をどうするか話し合いしているところであるが、制度で認めてもらわなければならない話でござつて考える。	○児童扶養手当返還額の未納の件数を提出したが、その後、転入先市町村にて、新規登録の手続きを行つた際、新規登録の手続きをされていない旨の照会等に該当するところである。	○当市でも同様の事例があり、住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届出と同時に児童扶養手当が住所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。	○当市でも同様の事例があり、児童扶養手当の再認定ができないため、記載事例による事務処理も増加する見込みですが、基礎と明確にすることと受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると考らざる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野								団体名	支障事例		
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。)	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。	【効果】 指定都市設置福事務所に係る審査請求を指定都市が担当することにより、県の裁決権限を委託して行われることにより、審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されることが想定される。)	生活保護法第64条、65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市	○指定都市が処分庁となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総件数に対する審査請求の審査は、都道府県知事と規定期間で行われている。 ○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委託し分散することにより、今後請求があった場合の事務処理の加速化が図られるものと思われる。 また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本部ではないというのはわかりにくくなる。 また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本部ではないというのはわかりにくくなる。 なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本部で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 また、指定都市では、県と同様に管下福祉事務所に対する指導監査体制が構築されているため、審査庁としての事務処理は可能である。	○現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。)に関する処分に対する審査請求の審査は、都道府県知事と規定期間で行われている。 これは、一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに關して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立てを行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定したものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委託される指定都市と同様に大都市特例が設けられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討した。 ○なお、総務省としては本提案について異議はないの。 (参考)生活保護に関する審査請求について 指定都市等へ権限委譲の場合、都道府県知事が行う審査請求の一部が指定都市等に委譲される。 生活保護に関する都道府県の審査請求 ・都道府県分 審査請求(件) : 13,946 上記のうち、処理期間6ヶ月超(件) : 3,037 ※保護の決定実施等に関する処分とそれ以外の処分に対する審査請求件数の合計。 生活保護に関する指定都市等の審査請求 ・指定都市分 審査請求(件) 95 上記のうち、処理期間6ヶ月超(件) 23 ・中核市分 審査請求(件) 不明 上記のうち、処理期間6ヶ月超(件) 不明 ※保護の決定実施等に関する処分以外の処分に対する審査請求件数。 ※中核市については公表されていない。 (出典)「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」(平成27年12月 総務省))
190	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができる場合があるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がない限りは、代理人による保護申請はできないと解していることから、成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限、職責を尊重するなら、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また、成年後見人による申請を認めることで、成年後見人が代理申請をする場合、成年後見人の申請権は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 成年後見人による申請を認めることで、成年後見人が代理申請をする場合、成年後見人の申請権は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができる場合があるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がない限りは、代理人による保護申請はできないと解していることから、成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 また、成年後見人による申請を認めることで、成年後見人が代理申請をする場合、成年後見人の申請権は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 成年後見人による申請を認めることで、成年後見人が代理申請をする場合、成年後見人の申請権は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2	法務省、厚生労働省	岐阜市	日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都市、京都市、大阪府、岡山県、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県	○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同居し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がない限りは代理人による保護申請はできないと解していることから、成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 また、成年後見人による申請を認めることで、成年後見人が代理申請をする場合、成年後見人の申請権は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 成年後見人による申請を認めることで、成年後見人が代理申請をする場合、成年後見人の申請権は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。	○生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限度の生活を保障するものであるが、同時に被保護者には、資産や年金等の他法による給付や移動収入等あるゆるものを利用することを求め、それでもなお、最低限度の生活を維持できない場合には保護を行ふものである。 なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年後見人である場合においては、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年後見人に対する保護の実効性を担保していることである。 更に、保護の実施機関は被保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の微収や住居への立ち入り調査を行うことができる。 また、被保護者には収入の一覧を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。 このように生活保護の申請者は常に経済的給付を行ふのみならず、保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行うこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。 更に、保護の実施機関は被保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の微収や住居への立ち入り調査を行うことができる。 また、被保護者には収入の一覧を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。 このように生活保護の申請者は常に経済的給付を行ふのみならず、本人の義務として保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行ふこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。 なお、生活保護法第81条については判断能力の不十分な者を支援することを求めた規定であり、生活保護の申請者の規定と間違を有しないと考える。 また、現行でも被保護者本人の申請書を成年後見人が使用者として保護の実施機関に提出することや後見人が急追状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。	
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	入国情況もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実	入国情況もなく生活保護の申請を行った外国人に関する、当該外国人が在留資格の取扱の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が受け入れる外国人への申請に対する対応、地方公共団体から情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供するなどを義務付ける制度を求める。	○地方公共団体が行う外国人への生活保護の申請手続きにおいて、入国情況もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取扱の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が受け入れる外国人への申請に対する対応、地方公共団体から情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供するなどを義務付ける制度を求める。	○地方公共団体が行う外国人への生活保護の申請手続きにおいて、入国情況もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取扱の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が受け入れる外国人への申請に対する対応、地方公共団体から情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供するなどを義務付ける制度を求める。	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日 社援保発0817第1号)	法務省、厚生労働省	千葉市	長野県、多治見市、島田市、豊田市、京都市	—	当局が保有する個人情報の提供を求める照会については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に基づき個別に提供の可否を判断しているところ、貴市からの要望については、同法第8条第2項第3号を根拠として、照会に対し、既に適切に対応できていると考えている。	

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(生なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との調和に不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上続かない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムによるグループワークや実習体験等を利用できます。個別支援のみになってしまふため、利用者にとって効果的な支援を行うことができなくなっています。	利用期間の延長を認めることによって、利用者にとって最も効果的な支援を選択することができ、生活困窮状態からより抜け出しやすくなる。	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	厚生労働省	船橋市	北海道、旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、名古屋市、京都市、大阪府、鳥取県、広島市、福岡市、鹿児島県、沖縄県	O 本市も同様の事例があり、昨年度の生活困窮者自立支援制度ブロック会議等でも直接厚生労働省に改定すべき旨を要している。 O 生活困窮者就労準備支援について、対象者の支援期間は検討中の状況。船橋市の提案同様に、生活困窮者就労準備支援が「社会との調和に不安がある」「他人とのコミュニケーションが、就労準備支援事業のプログラムによるグループワークや実習体験等を利用できます。個別支援のみになってしまふため、利用者にとって効果的な支援を行つことができなくなっています。 O 制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労どちらかかった利用者数は約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は8名で、その他のは、自立相談支援事業による就労支援に移行せざる者保護を受給することになった7名、障害福祉サービスの就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。 O 本件も同様の事例があり、昨年度の生活困窮者自立支援制度ブロック会議等でも直接厚生労働省に改定すべき旨を要している。 O 生活困窮者就労準備支援について、対象者の支援期間は検討中の状況。船橋市の提案同様に、生活困窮者就労準備支援が「社会との調和に不安がある」「他人とのコミュニケーションが、就労準備支援事業のプログラムによるグループワークや実習体験等を利用できます。個別支援のみになってしまふため、利用者にとって効果的な支援を行つことができなくなっています。 O 本件の要望のように、例えば長期にわたってひきこもりの状態が続いている者など、利用対象者の状態によっては、現行の1年間という利用期間では足りないというご意見に頂いているが、現在、生活困窮者自立支援法の見直しに向けて社会保障審議会を開催しており、就労準備支援事業の効果的・効率的な運用のあり方についても、議論の中で検討したいと考えている。			
18	B 地方に対する規制緩和	その他	国民健康保険事業における申請・届出等のマイナンバーの記入の見直し	平成27年5月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーの記入が記載される事務負担の軽減と、受付時間の減少によるサービス向上が定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求めた。	窓口業務の簡素化による事務負担の軽減。 申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービス向上による情報管理の安全性の向上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	今治市	いわき市、常総市、ひたちなか市、铁父市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都府、大阪市、高槻市、光市、山形市、小郡市、豊田市、宇都宮市、宇都宮市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市	O 被保険者証及び高額療養費の再交付の手続きに当たっては、被保険者証の記入欄を再交付に当たっては、他団体からの情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。 O 国保加入時1枚の届出書へ個人番号を記入するため、加入時に障害認定を受けた本人確認等のため、受付前にかかる時間が1枚あたり平均約1分程度増大し、受付時間の延長となる。 O 当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給が行われており、被保険者証等の交付手続が複数回あるが、被保険者支援事業の窓口での就労準備支援への移行がより困難な状況となっている。利用期間の延長が可能であれば、利用者の状況に合わせて柔軟な支援が可能であり、就労支援への移行の可能性が増大するものと考える。なお、当市では制度開始後2年間(平成27年4月1日～平成29年3月31日)の就労準備支援事業利用者数は8名、うち一般就労1名、障害福祉サービスの就労支援1名、期間満了で未就労が4名、生活保護受給が2名、そして残り39名が就労準備支援事業中断中である。 O 就労準備支援事業の利用が1年を経過し、引き続き一般就労に向けた支援が必要なものについては、自立相談支援事業における就労支援等のメニューにおいて受けさせざるを得ない状況にある。しかしながら、就労準備支援事業にある就労体験等のプログラムの利用ができないことから、利用者の状態に応じたきめ細やかな支援を行なうことができ、支援の支障となっている事例が数例あり、今後も同様の事例が増えていくと考えている。	O 指摘のあった被保険者証の再交付の手続きについては、次の2つの目的により、申請書にマイナンバーの記載を要求していた。 ①汚損、滅失により記載番号の記載が困難な場合にマイナンバーの提供により被保険者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、手続きがスムーズに行えること。 ②被保険者からマイナンバーを取得することで、マイナンバー一括取得の対象者を少なくすること。 ○しかししながら、被保険者とマイナンバーを紐づけるための一括取得が既に終了し、また、被保険者証の取得時にマイナンバーを提出させていることを踏まえると、②の目的については、一定の役割を果たしたと思われる。 ○そのため、まずは、マイナンバー法との関係において、どの記載書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能なかについて、改めて基準を整理する。 ○その上で、現在国民健康保険法施行規則でマイナンバーの記載を求めている24種類の手続きについて、上記基準に当てはめ、マイナンバーの記載を削除すること又は任意するところが適切か否かを検討する。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)								
	区分	分野								その他 (特記事項)										
										団体名	支障事例									
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実費の負担等に関する事務において情報連携により照会が可能となる特定個人情報を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載され る事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、道 府県民税又は市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護開 拓情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報も含みながら、判断している事 例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格 確認ができるない生活困窮者と考え方される者へさらに予防接種費用を負担さ せることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん 延防止の効果が軽減すると考える。 なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者 の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数を勘案して、概 ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、審 議会で情報照会できなくなるのは矛盾している。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、 ・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実 施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひい ては予防接種の本末の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につな ぐ量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者（実費徴 収をしない者）については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護開 拓情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を含みながら、判断している事 例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格 確認ができるない生活困窮者と考え方される者へさらに予防接種費用を負担さ せることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん 延防止の効果が軽減すると考える。 なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者 の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数を勘案して、概 ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、審 議会で情報照会できなくなるのは矛盾している。	・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第19条 ・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律別表第 二の主務省令で定め る事務及び情報を定 める命令第13条第2 号	内閣府、総務省、厚生 労働省	豊田市	矢巾町、 ひたちな か市、川 崎市、島 田市、大 治町、伊 丹市、加 古川市、 福岡県、 那珂川 町、志免 町、須原 町、新宮 町、門司 町、水巻 町、阿蘇 町、遠賀 町、小竹 町、鞍手 町、桂川 町、筑前 町、大刀 洗町、大 木町、广 川町、香 春町、糸 田町、川 崎町、大 仕町、赤 坂町、福 智町、佐 賀県、基 山町、大曾 町、みや き町、玄 海町、有 田町、大 町町、江 北町、長 崎町、長 与町、東 彼杵町、 波佐見 町、小値 賀町、 佐々木 町、熊本 県、熊本 市、玉名 町、南浦 町、和水 町、菊陽 町、南阿蘇 村、水川 町、津屋 木町、鍋 木町、大分 県、姫島 村、日出 町、九重 町、玖珠 町、宮崎 県、三股 町、高原 町、国富 町、綾町、 高鍋町、 新富町、 西米良 村、木城 町、大隅 町、都農 町、門川 町、諸塙 村、椎葉 村、美郷 町、高千 穂町、日 之影町、 五ヶ瀬 町、三島 村、十島 村、さざま 町、東串 町、湯水 町、東串 良町、錦 江町、南 大隅町、肝 付町、中種 子町、南種 子町、屋 久島町、大 和村、宇 核村、瀬 戸町、龍 郷町、蕃 界町、伊 島町、天 城町、伊 仙町、和 泊町、知 名町、与 論町、今 帰仁村、 恩納村、 中城村、 西原町、 座間味 村、南大 東村、北 大東村、伊 是村、伊 人村、人 重瀬町、竹 富町、与 那国町、 大宜味 村、波名 喜村、伊 平屋村、 九州地方 知事会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除して いるが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民 の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等の情報連携の項目に追加することが必要 である。 なお、昨年度は、当町においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率 化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が 必要である。 ○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例に ついには関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めるこ とで対応しているが、本件について規制緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号にて規定されている「予防接種を受けた者 若しくは当該者の保護者と同一の世帯に属する者」に該当する。当市では、予防接 種法第26条第2項第1号に該当する者に該当するが、予防接種を受けた者の保護者を同一の世帯に属 する者の保護者と同一の世帯に属する者と認定している。しかし、現行の情報連携では、その費用を負 担することができない者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公 平性に欠け過切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属 する者の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を 望むものである。 ○生活保護に関する事務の複数は異なるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから 確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び 中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象となるため、特定個人情報の利用が可能と なることになることにより、利便性の向上に寄与すると考える。 ○生活保護受給証明書の提出は求めていがないが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当 課に受給資格の有無を文書で照会しているが、事務処理に時間を要することもあり負担となつて いる。	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中 國残留邦人等支援給付等関係情報との情報連携を可能とする点について、別の行政分野で は当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これまでの情報との連携が事務処理に与 える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。									

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(生なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による予防接種の実施に関する法律において、情報連携により照会可能な事務について別表第2で整理がされている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するために身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することで、対象者選定を行うに当たって適切であると考える。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。	・適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及び蔓延の防止につながる。	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	O 身体障害者手帳1級を所持されている方にについてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際にには身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身 体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。 なお、昨年度は、当町においては101人の方が負担を免除しており、効果は大きいと考える。 O 現在、当市においては障害者福祉の担当課へ案件ごとに照会を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。	O 予防接種の実施において、B類疾病にかかる予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求めるところである。手帳を持参いただく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当課双方に手間がかかる状況である。提案するような情報連携が可能となるれば、市民の利便性が向上する。 O 障害者手帳に関する業務の権限は県に上級にあり、市町村に権限は無い。 O 障害者手帳に関する業務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 O 情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することができない場合は、窓口で手帳を提示されることなくなく市民サービスの向上に繋がることから、上記制度改正は必要なものである O 予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において、障害者関係情報との情報連携を可能とするについてには、当該情報との連携により、予防接種の事務に必要十分な情報が得られるか等、事務処理に与える影響を確認しつつ、他部局、他省庁と連携の上、法改正の必要性等を検討する。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保険法第二十条による養育医療の給付)	母子保険法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	[支障事例] 母子保険法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	[効果] 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発電第0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常呂市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高根市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のため、番号別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割することについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいります。	
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	[支障事例] 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	[効果] 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・児童福祉法(昭和22年法律第50号)第20条、第56条・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発電第0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のために提案に同意する。	養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割することについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいります。	
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で的情報連携の方針について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が困難となること、番号別表第三十三令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	[支障事例] 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	[効果] 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の各務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・認務令第7号)第12条・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発電第86号厚生事務次官通知)・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入疗養費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発電第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	-	(1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税履歴区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で的情報連携の方針について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が困難となること、番号別表第三十三令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	[支障事例] 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	[効果] 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の各務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・認務令第7号)第12条・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条、第56条・やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野				団体名	支障事例					団体名	支障事例	
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における徴収基準額の認定における所管要件の見直し(身体障害者福祉法第十九条の四若き第一項第二号に規定する場合の徴収基準額の認定)によるやむを得ない事由による措置	【支障事例】 身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第二十七条の四若き第一項第二号に規定する場合の徴収基準額の認定における所管要件の見直しによる、身体障害者福祉法第十九条の四若き第一項第二号に規定する場合の徴収基準額の認定を、所得扶養親から市町村に民衆税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報について手取ることができるとしている。更に、利用者負担額の認定は特定個人情報をとされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	内閣府・総務省、厚生労働省	九州地方知事会・九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、宇都宮市、高崎市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携に対する影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したところである。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	回答欄(各府省)			
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所管要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得扶養親を基礎とすることとしている。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報と情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第三十一条に規定する方針を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	内閣府・総務省、厚生労働省	九州地方知事会・九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州、市、朝倉市、熊本市	○本市においても扶養義務者からの費用微収額を決定する際に、所得扶養親を基礎として費用微収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉微収額を添付資料として提出してもらっているが、その後は番号法の施行に伴って、そういう方針を検討したい。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	回答欄(各府省)			
249	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾患医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾患医療費制度に係る支給認定の実施事務で以下に記載を収集可能としている。 ①保険情報 (加入情報・受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費認成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の認定が必要であるため、世帯全員の保険証の提示を依頼しており、保険証の登録が必要である。 ②収入情報 公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾患医療費認成の申請において、世帯全員の保険証の登録による書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療に関する法律 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二、9、1、19	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高崎市、熊本県	○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報を容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾患医療費認成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決めているため、国保健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民医療保険世帯に、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながることが可能である。 ○本県においても収入情報に別途保険組合に照会しての状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。	ご提案の情報連携については、他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。	回答欄(各府省)	
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画に基づく各主務大臣の認定権限を都道府県知事に移譲する。	【権限移譲による効果】 中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一括的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を都道府県のそれぞれになくてはならず、煩雑であったり、両計画に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見がある。 経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとって、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中企業に対して、経営革新計画を含めた他の中小企業支援施策と一緒に支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	中小企業等経営強化法第13条、第14条 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	-	-	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約2400件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるシステムとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定し、各事業分野別指針が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したばかりでなく、審査による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。	回答欄(各府省)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
100	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼稚園整備認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の保育所等幼稚園施設と、文部科学省所管の「認定こども園施設交付金」で支援が行われるが、それぞれ補助対象経費の算定においては、施設の面積や利用定員等に応じて、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確立や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく单一の施設制度についても、2つの制度(厚生労働省と文部科学省)によって実施されている。この法律に基づく单一の施設制度の算定又は申請・審査等の一元化による実施を図ることで、改訂を要する際の複数の算定又は申請・審査等の一元化による実施を図ることで、改訂を要する際の複数の算定又は申請・審査等の一元化による実施を図ることである。	幼稚園整備認定こども園に対する補助制度を一本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが必要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の403、児童福祉法施行規則第40条、第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、岡山県、秋田市、山形県、市町村、事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。	旭川市、船橋市、柏市、横浜市、新潟県、新潟市、福井市、長野市、浜松市、大垣市、岐阜市、豊田市、碧南市、三河市、知多市、碧南市、伊丹市、伊丹市、淡路市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市、沖縄県	○同一制度でありますから、施設整備の補助金は、「保育所・幼稚園の2つの制度で申請事務をおこなう」には不合理であり、事業の軽減の観点からも一元化るべきです。事業の軽減の観点からも一元化すべきです。本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うこと等により、県、市町村、事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要です。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業要集や案示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前開示等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。		
69	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消に係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、執行を受けたことがなくなった日から起算して2年以内に強制わいせつ罪で実刑判決を受けた者は、保育士登録を取り消す。その者に通じて、保育士登録証を返納させる。そのため、取消登録の対象となる。そのため、平成28年国会答弁における厚生労働省長答弁に於ける検討を早急に進め、取消登録の対象となる事案を把握できる仕組みを早急に構築すること。	平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事件が発生した。禁固以下の刑に処せられた後は、その執行を終わり、執行を受けたことがなくなった日から起算して2年以内に強制わいせつ罪で実刑判決を受けた者は、保育士登録を取り消す。そのため、保育士登録証を返納させる。そのため、取消登録の対象となる。そのため、平成28年国会答弁における検討を早急に進め、取消登録の対象となる事案を把握できる仕組みを早急に構築すること。	児童福祉法第18条の5及び19、児童福祉法施行規則第19条、児童福祉法施行規則第6条の34	法務省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県	○本件で保育士登録を行った他県で保育士として勤務していた者が逮捕されるという事件があった際に、他県に新聞報道等の情報提供をしてもらつたが、情報収集に手間取るなどして、欠格事項に該当するかどうかの判断に必要な犯歴照会を検察院に行なうには保育士本人からの請求が必要であり、個人情報の取扱いに苦慮している。	保育士登録の取消しに係る事務の運用については、現在、関係省庁等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自治体にお示しすることを考えている。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
70	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育対策総合支援事業費における支障事例	保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を算立後速やかに周知・施行する事務の執行を確保する。	平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を算立後速やかに周知・施行する事務の執行を円滑に実施する。	予算成立後速やかに国庫補助要綱を周知・施行することにより、事務が円滑・適切に行われるとともに、保育サービスが向上される。 当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示され、予算の積算に支障が生じた。 その一、年末に近づいてのスタートでは、目的を異にすることはできず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果となつた。 今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	保育対策総合支援事業費交付要綱	厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、山形県、海老名市、静岡県、浜松市、伊丹市、姫路市、青森県、徳島県、北九州市、大村市、佐賀県、宮崎県、沖縄県	○保育対策総合支援事業費補助金等の国庫補助事業における新規・拡充事業については、区市町の当初予算要求の時期を十分勘案した上で、実施スケジュールを決定してもらいたい。当初予算で算定できない場合は、補正予算での対応となり、年次当初から実施することができるない。 ○当該補助金について、事業者に申請手続きの事前調査を行って、その結果に基づいて改正予算を組んだが、候補した要綱による申請手続きが厳しかったため複数の事業者が申請を辞退し、執行率が20%程度となつた。 ○保育対策総合支援事業費補助金については、平成28年度において、平成27年度継続分、平成26年度の未実現分に該当する二つの区分の3種類の事業があり、事務が繁雑な上に、国庫補助要綱等の簡易化が遅れ、補助事業の円滑な実施に支障が生じた。 今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行については、平成28年度の実施ができないかな。 ○保育士等の確保が困難な状況下で、本補助事業を活用し、待機児童を解消していくために、補助申請の速やかな周知に支障が必要であると考える。 ○平成28年度の支障事例は平成28年12月に算出されたが、そのため予算の積算が遅れ、平成29年度に向けた支障となる。また、要綱内容に不明点があり問い合わせをしたが、回答に時間かかることが多くなった。保育士等が得る支援事業や保育士試験による実績や養成校への申込期限があるため、周知等が遅れる結果となる。そのたまに、補助金支綱の早期発出しであるが、あらゆるバーンが想定される事業があるため、FAOの作成は必要と考える。保育士等が得る支援事業について、対象者の条件を常勤職員としているが、常勤職員で働く対象保育士が、常勤職員として勤務しながら事業を実施するのは難しいと考える。代務雇用においても、市町村の予算開闢上、対象日数が多く計算上でない実態を考えると常勤職員に假定するのではなく、事業実績が難しくなるため、せめてヶ月8時間勤務とするなど、対象者の範囲拡大が必要と考える。 ○平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、その交付要綱が算出され、平成28年1月に算出され、区市町の周知は平成29年に至つた。当該予算を算出する点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の違いが示されます。予算の積算に支障が生じた。 その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇用に経費を補助するもの。年度末に算出についてのスタートでは、目的を異にすることはできず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果となつた。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。 ○平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の発出が遅かったため、小規模保育事業を行なう事業者が実施改修を行な際の市の補助業務において非常に苦慮した。補助要綱の発出が早ければ、事業者の開所時期を早められた可能性もある。保育サービス向上に直結している。 ○厚生労働省の補助事業一般に言えることより、市町の新規事業が最初ではなく補正対応となっていることから、改善を提案する必要がある。 ○保育補助者雇用強化事業に限らず、年度途中に国庫補助金の交付要綱が発出され、年度当初からの取り適用となる場合がありますが、補助要綱が前もって明示されていないため、施設側としては実施する意図はあるのかわからず、着手できない例が多いです。 ○厚生労働省の補助事業を行なう場合は、国庫補助の交付決定を行なう際の支障が生じる。支障の事由は、支給手は厚生省等改修費等支援事業(小規模保育事業所開設のための改修事業)について、国の交付決定まことに事業に着手せざるを得ない状況となつた。	○保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長会議で実施要綱の案を提示した上で、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を周知するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適正かつ円滑な執行に努めていきたい。	
72	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」について、「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。 家庭的保育事業の付与金を考慮すれば、「卒園後の受け皿」の付与は当然であり、定員を考慮すれば「代替保育の提供」が必要なことも理解でき、施設側の抵抗感が強く、協力が得られないが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、現実的に困難を感じている。 教育・保育施設では、保育者確保に苦労しながら、基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弹性運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。 現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するには、連携の要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」だけでは連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取扱いが困難にならない。 ②待預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 ③介護支援専門員の登録消除について、「代替保育の提供」について任意項目化できない。	【制度改正による効果】 「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。 家庭的保育事業所においては給付費の減算がなくなる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	内閣府、厚生労働省	越谷市	練馬区、逗子市、千穂市、京都市、徳島県、宇美町、大村市	○代替保育の提供が必要となる事業は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による休業や欠勤などの対応が求められるだけでなく、代替保育の提供や委託保育を受ける親の負担など保育費用の向上につながることでも重要な仕組みである。 ○このため、平成31年度末までの3年間の間に、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保しないに至り得る保育給付費を減算することとしている。 ○「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保に貢献したことから、本件提案は対応が困難ではない場合に想定される。	○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後代替保育の提供が確実されるまでではなく、代替保育の提供や委託保育を受ける親の負担など保育費用の向上につながることでも重要な仕組みである。 ○このため、平成31年度末までの3年間の間に、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保しないに至り得る保育給付費を減算することとしている。 ○「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保に貢献したことから、本件提案は対応が困難ではない場合に想定される。		
79	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録消除における都道府県の裁量権の付与	介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録消除における都道府県の裁量権の付与	本県において近年、介護保険法第69条の39第3号の規定により介護支援専門員の登録消除が件件発生するが、いずれも更新手続きを怠り、介護支援専門員の登録を効率的で業務を行なうに至らざるものである。現行制度の裁量権付与「(改め)なければならぬ」が「(改め)免除する」という非常に厳しい部分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係の維持、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消滅になると事業者及び利用者の負担が大きい。	介護支援専門員の登録消除という重い処分に当たって、個別の事情などを踏まえたうえでの判断が可能となる。	介護保険法第69条の39第3項第3号	厚生労働省	宮城県、山形県、広島県	岩手県、神奈川県、大阪府	○同様の支障事例は本県でも発生している。発生した場合、介護支援専門員の過失の程度に対し処分の程度が審し重く、均衡のとれた対応に苦慮するとと思料。 ○登録消除に関する法規制を意識していないかたは介護支援専門員として明らかに自覚不能ではあるが、天気がいいヶ月以内に説教を通して申し出があったケースもあり、一律に消滅とすることは事業者及び利用者への負担が大きい。	○介護支援専門員は、利用者の心身の状況を勘案して利用するサービスの内容等を定めたケーブルを作成するが、ケーブルの内容が不適切な場合、利用者の心身の状況に合わないサービスが提供され、その状況が悪化する場合がある。そのため、現行制度においては、定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格の更新制を導入しており、本県は更新研修の設定を確保するもの。	
											○今回の提案は、更新研修の未受講や更新手続の失念、また、更新研修を受講しない介護支援専門員によるケーブルの作成、利用者へのサービス提供を助長しうるものである。 ○ご指摘のような事態が生じないよう、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底をお願いしたい。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
80	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間と同様に5年→2年に緩和する。	介護支援専門員の復職の可能性を広げることで、事業者の人材の確保につながる。	介護保険法第69条の2第1項第6号・7号	厚生労働省	宮城県、山形県、広島県	岩手県、川崎市	○介護支援専門員の欠格期間を他資格に比べて長期とする合理的な理由がなく、実質的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。 ○また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないよう、高い倫理観並びに法令遵守が特に求められる。 ○そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に通算して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が消滅された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。 ○このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。			
14	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小規模多機能型居宅介護の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の員数の基準を緩和する。	当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。 また、現行の基準では採算性が良いこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。 当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていたが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。	基準の緩和により、事業所において介護人材の不足を解消することができるとともに、事業所の経営も安定するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進む。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条	厚生労働省	鈴江市	仙台市、北九州市	○当市においても、小規模多機能型居宅介護事業所にて基準以上の職員を採用できなかったため、開院時は利用定員人数を少なくて運営を始めた事例がある。 ○小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話は聞いていないが、小規模多機能型居宅介護の通りサービスに係る介護従業者の人員配置基準は、同様のサービスを行なう通所介護に比べ、配置人数が多いことから、サービスの質の確保を前提に人員基準の緩和が行われれば、介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の整備促進などの効果も期待できるものと考える。	○小規模多機能型居宅介護の利用者としては中重度者かつ認知症の方が中心であり、日中通いサービスにおいて、適切なケアをするために必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に対して1名の従業者としている。 ○このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。	
99	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	基準の緩和又は、参考すべき基準とすることで、各市町村等の実情に応じて事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第64条	厚生労働省	鹿取市、中國地方開拓事業会、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	酒田市	○代表者交代による手続の遅滞が見られるので、緩和が必要と考えます。	○御指摘のように代表交代時の手續に支障が出ている事例があることは認識しており、現在、社会保障審議会会員賃給付費分科会で小規模多機能型居宅介護サービスの人員基準・報酬を議論いただいているところであることから、今回の事例への対応についても、あわせて議論いただきたいと考えています。		
15	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者の人員について、介護予防・日常生活総合事業の訪問型サービスとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問型サービスについても同様に訪問型サービスとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスAの責任者等と業務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAの責任者をそれぞれ配置する必要があるが、「介護人材の不足により、責任者の確保は難しい」との声が事業者からあがっている。 本市としては、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に向けて、訪問型サービスAについても推進を図っているが、人材確保の面から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。 ※総合事業の現行の訪問型サービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	基準の緩和により、事業者として事業実施の体制を構築することができ、訪問型サービスAへの移行が進むとともに、市としても社会保障費の抑制につながる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第4条第4項 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた居宅介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修に規定する研修について	厚生労働省	鈴江市、ひたちなか市、八王子市、長崎市、熊本市	酒田市、ひたちなか市、八王子市、長崎市、熊本市	○サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいの支障がある。 ○訪問介護の実施に必要な人材確保が難しいことにより、人材確保が難しく、また、人件費が高い傾向にあるため、事業者の参入支障の一因となっているのが現状である。 ○訪問介護事業所において配置必要がある人員のうち、サービス提供責任者は、資格要件(介護福祉士等)が求められることにより、人材確保が難しく、また、人件費が高い傾向にあるため、事業者の利用者数を例え1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすること等が可能である。 ○なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。	○訪問介護と訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)以下「緩和型サービス」という。)を一括的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。 ○具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、 ・現行相当サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること等が可能である。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業について規制緩和	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業について規制緩和を求める。	<p>[提案の背景] 指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項(「従うべき基準」)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとされている。このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・対応型訪問介護事業所及び指定夜間巡回型訪問介護事業所に限り業務が認められている。利用者は、訪問介護事業と訪問型サービスAのサービス提供責任者が業務することで、症状の進度により、サービス内容が変更となった場合でも切れ目なく継続的に支援を受けることができる。</p> <p>事業所が「訪問介護事業」と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一休的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここでいう第一号訪問事業は、予防訪問介護相当のサービスのみを指し、訪問型サービスAは含まれない。</p> <p>[支障事例] 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスAの実施にあたり、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では慢性的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護予防・日常生活支援総合事業を進める上で支障となっている。</p> <p>訪問介護事業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務不可欠性が支障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなりきりが少ない現状があり、ひいては訪問型サービスAの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。</p> <p>本市における状況(平成29年4月現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130</p>	訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務が可能となることで、訪問型サービスAの事業所の増加が見込まれることにより、利用者に対して十分なサービスを提供することができる。	訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項	厚生労働省	八王子市	酒田市、ひたちなか市、静岡県、熊本市、長崎市	Oサービス提供責任者が業務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所には総合事業に参入しづらいとの支障がある。 今年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が入り混じるため、利用者が認定期間の更新月から切れ目なくサービスを受けることがなる。 事業者の業務要件緩和があれば、総合事業により多くの事業所が参入できると考える。 第1号イに規定する訪問型サービスA(現行相当)では認められているものの、同号口(緩和基準サービス)においては認められていないためサービスの充実につながっていない。 緩和基準サービスの利用者数を算する際の考慮にあれば、O本市は、介護予防・日常生活支援総合事業における効果的な介護予防の推進の観点から、訪問介護の実施を認めており、介護予防・日常生活支援総合事業に対する事業所の負担感は極めて大きい。 かかるながら、慢性的な人材不足を認めていないことで、訪問介護と別に訪問型サービスAのサービス提供責任者を配置しないことに対する事業所の負担感は極めて大きい。 Oなお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。	O訪問介護と訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス。以下「緩和型サービス」という。)を一括的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。 O具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、 ・現行相当サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること ・要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすること等が可能である。 Oなお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。	
232	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務研修」の受講時間見直し	介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務研修450時間の受講が必要な「介護福祉士実務研修」の受講時間を短縮する。	<p>[提案の背景] 介護職が慢性的に不足している中、介護福祉士実務研修の受講時間を短縮することで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実を図ることに資する。</p> <p>平成27年度までは「3年以上の介護職としての実務経験」のみで受験可能であったが、国は「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から「3年以上の実務経験」に加え、「実務者研修」の受講が必須化され、たんみどりなど医療的なケモノ含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。</p> <p>そういうこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は17万9,131人と増加した。</p> <p>京都府においては、介護福祉士実務研修の受講時間見直しによる「介護福祉士実務研修計画(老人福祉法第20条の9、介護報酬法第11条の規定等により定めたもの)に基づき、平成27~29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目指し、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人材は、慢性的に不足している。</p> <p>そのため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者の配慮が必要と考える。</p>	介護職が慢性的に不足している中、介護福祉士実務研修の受講時間を短縮することで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実を図ることに資する。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	酒田市、川崎市、高山市、鹿児島市	O小規模事業所においては、研修に出せるだけの人員がなく、質の向上ができない状況にならぬため、規制緩和が必要と考えます。 O介護福祉士実務研修の受講時間が長いことや研修場所までの移動距離が遠いこと等の意見を聞いていた。介護職員が慢性的に不足している中、受講時間の短縮及び受講場所を拡大することで、介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実が図られる。	O実務者研修については、平成19年に法改正を行い、当初600時間の受講時間を想定していたが、その後現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえ検討を行い、450時間とした。さらに、通話課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めなど、受講時間短縮等による受講者数を増やすことを理由に、訪問型サービスAの実施事業所の増加が見込まれる。訪問型サービスAの対象となる利用者のサービスが確保される。訪問介護事業所が具体的に訪問型サービスAを実施すれば、利用者の状態変化に対しサービス内容が変更となる場合でも、同一事業者による継続的な支援ができる、利用者に対するサービス向上につながる。 O本市も同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との業務ができないため、人員の確保が難しく、参入できないとう事業者の声が多いある。現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間を分けて配慮することで対応しているが、それにより、人員基準を満たさなくなるため、新たな人員を確保する必要がある。	
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学年・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなす。介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	<p>[提案の背景] 福祉系の学年・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなす。人材確保施策を推進しているが、福祉系人材不足は大きな課題となっている。現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。</p> <p>②については、指定科目53単位(1,855時間)以上カリキュラムを整備し、文部科学省大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。</p> <p>[支障事例] 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科単位を上回ることで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、時間目を長めに用意するなどの課題が生じている。</p> <p>このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るための、ある養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。</p> <p>[提案事項] 地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件としない)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求める。</p>	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することができる。 福祉系高等学校の生徒が充分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国際競争力に備えるため、人材確保施策を推進しているが、福祉系人材不足は大きな課題となっている。現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 <p>多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。</p>	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士養成施設実行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	長野県	酒田市、場谷郡、神奈川県、川崎市、横浜市、軽井沢町、大飯郡、鹿児島市	O福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は何ら障壁がないものであり、介護福祉士の確実に実現しますので、規制緩和をすべきものと考えます。 O当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業者が受験資格を得るために、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することを要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。当県は75歳以上の高齢者の人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を選択した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す過程で、余計な負担(同じ科目の二重履修、二重の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなす)が発生する。 O介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。	O介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)の基準としては、原則2年間1,850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員資格、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学年で養成施設で履修したことと認めるとは、介護福祉士の質の低下を招き恐れがある。 Oまた、大学・短期大学又は専修学校等である養成施設では、養成施設ではない他の大学・短期大学又は専修学校等においても、指定校の要件を満たすことは可能となる。一方、現行では、実務経験では不足する理論的・体系的な知識や技能を学ぶため、3年間の実務経験を前提に受講時間等が設定されているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。 Oまた、本研修は、実務経験では不足する理論的・体系的な知識や技能を学ぶため、3年間の実務経験を前提に受講時間等が設定されているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提來団体及び當該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
106	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園における徴収権限の強化	認定こども園等において過年度保育料を還及して支拂う場合、保育所では申請者が保護者から過年度保育料を徴収することができる。そこで、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められない(幼保連携型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収業務を行うことが必要があり、多大な事務負担が発生している。	○行政側の事情(税の更正や事務負担等)により、過年度の保育料を還及して支拂う場合、保育所では申請者が保護者から過年度保育料を徴収することができる。そこで、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められない(幼保連携型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収業務を行うことが必要があり、多大な事務負担が発生している。	児童福祉法第24条及び第50条第8項 JICA(第1版)事業者登録規則AGよくある質問 幼稚園について (案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定式が発表し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収を行うことは、施設側の負担が大きい。市町村による徴収が可能となることで、利用者から平均的に保育料を徴収することができるので、利用者の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることにより、施設の安心的な経営にも繋がり、特定の場合は市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	保育所に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育施設・確保義務が課されていることを前提として、他の施設等が徴収する場合と同様の義務が課せられていない幼稚園等では対象となることは、制度の性質上困難である。市町村に同様の義務が課せられていない幼稚園等では対象となることは、制度の性質上困難である。	また、市町村に對応する必要があるなど、市町村に追加的な事務体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を還及して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。	
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園における障害児等支援にかかる補助体系の見直し	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもも給認定の区分によって、異なる補助制度を実施しなければならない仕組みとなっている。 ○例には、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人の場合は、2号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。 また、介護保育型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには「一般財源措置」となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けるうどる年度の「現在に就園する子ども」に対して補助がされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3生まれの子どもは、5/2に認定になることから、5/1時点では私学助成の対象となり、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に関しては、私学助成部分については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にによって大きな事務負担となっている。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもも給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなつていて。 ○例では、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人の場合、2号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。 また、介護保育型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには「一般財源措置」となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けるうどる年度の「現在に就園する子ども」に対して補助がされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3生まれの子どもは、5/2に認定になることから、5/1時点では私学助成の対象となり、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に関しては、私学助成部分については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にによって大きな事務負担となつていて。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項 私立高等學校等經常費助成補助金(幼稚園特別支援教育経費・過疎高等學校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等接続特別経費)交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもも給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなつていて。 ○手続きの面に関しては、私学助成部分については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にによって大きな事務負担となつていて。 しかしながら、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育・保育経費)を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもとの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなつていて。 ○本市においても、提案市と同様に私の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分ではなく、それ以外については市へ補助申請を行わなければならない。施設などが運営する財源措置を本化し、分かりやすい制度構築が必要であると想定している。さらに、居宅訪問割を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組み共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。	特別な支援を必要とする子どもの受け入れについては、從前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置(従前の障害児保育事業)による補助や、私学助成(特別支援教育・保育経費)を創設したといふから、認定こども園の類型や子どもとの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなつていて。 しかしながら、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育・保育経費)を創設したといふから、認定こども園の類型や子どもとの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなつていて。		
163	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	感染症病床と結核病床の区分解消による結核病床の移譲	結核は、平成19年に感染症法に感染症病床と結核病床の区別解消による結核病床体制の見直しによって、二類感染症として扱われるようになります。これによっては、結核病床及び感染症病床が同一に区分されます。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運用することを踏まえ、両病床を一体で運用することを踏まえ、制度や取扱いを見直していくべきである。	全国的に結核の低まん延化が実現しており、結核病床の利用率が減少している結果、結核病床の利用率が減少傾向にあること。国の通知に基づき、県内の結核患者の入院病床数を必要数確保することが求められていること。結核病床施設に他の患者を入院することができるため、結核病床と並んで、結核病床施設の他の病床が合併していること。 一方で、結核は空気感染する疾患であるため、以前は、病院または病棟ごとの隔壁により管理されていたが、現在は、医療環境が整備され、感染症病床においては管理が可能である。	医療法第七条	厚生労働省	山形県、青森県、宮城県	福島県、川崎市、新潟県、豊橋市、愛媛県、沖縄県	○本県も、結核による入院患者が減少傾向にあること。国の通知に基づき、県内の結核患者の入院病床数を必要数確保することが求められていること。結核病床施設に他の患者を入院することができるため、結核病床と並んで、結核病床施設の他の病床が合併していること。 一方で、結核は空気感染する疾患であるため、以前は、病院または病棟ごとの隔壁により管理されていたが、現在は、医療環境が整備され、感染症病床の利用率が減少していること。 ※管轄技術や設備の進展により、空調の独立化や除湿維持などが可能となり、結果、感染対策が実施されることから、病室単位での管理が可能である。	平成29年11月に「結核に関する特定感染疾患指針」を改正し、より簡便化をすめることを定めており、感染症指定医療機関による简易化装置等の整備と併せて結核病床の柔軟な運用に努めているところです。		
175	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	【現状】中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市に由来するが、中核市の監査に運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされ。	【効果】指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事業の簡素化、行政の効率化につながる。	介護保険法第115条の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	山口県、中国地方知事会	北海道、青森県、大坂市、鹿児島市	○審査においては、外部有識者の審査を経ることによって行われるが、具体的な審査基準等が明文化され、おおむね、事業ごとの指標事項から基準を推測するらしい状況にある。そのため、事務上の手続が複雑な問題が困難な場合に遭遇する事例が見えていた。 特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処方に開示していないことから、事務に相当の問題が生じるが、迅速な対応が困難になっていた。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについてには、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。		
154	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有しており、一體的な管理体制の構築上、事業所によっての事務の経理が図られることが期待されるとともに、迅速かつ適確な対応が可能となることで、介護サービス事業者の質の確保を図ることが可能となる。	介護保険法第115条の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	金沢市	北海道、姫路市、鹿児島市	○すべての事業所が1つの中核市の区域内に所在する場合の権限移譲については、支障がないとれます。 【理由】本県は既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査時においていても、具体的に状況を確認している。 特に、巡回で検査している事業所の法人に対して、組織的な開示等の確認が同じ担当できる事例あります。 ○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対しても、業務管理体制の特別検査が要請される場合、組織的な開示等の確認が図られることがあります。 ○本県においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ確かな対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られると考えます。	・ 地方自治法第52条の17の2第1項 ・ 多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。		
49	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	【現状】中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市に由来するが、中核市の監査に運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。	【効果】指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事業の簡素化、行政の効率化につながる。	介護保険法第115条の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	九州地方知事会	北海道、青森市、大阪府、鹿児島市	○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対しても、業務管理体制の特別検査が要請される場合、組織的な開示等の確認が図られることがあります。 ○介護サービス事業者の指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一體的に行うことができるところから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ確かな対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られると考える。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。		
				【支障事例】当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事業者が発生した場合、県と中核市との間で情報共有や検査日の調整等に時間を使つるほか、事業の負担に考慮して中核市による腰痛の日程による検査の日程を合わせなどするため、実際の実施まで相当の時間がかかってしまう。 また、実際に該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な開示等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。								・ 地方自治法第52条の17の2第1項 ・ 多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	く追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)								
	区分	分野								その他(特記事項)										
										団体名	支障事例									
178	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し	生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少く在学者が対象となるため、特に地方によっては使い勝手が良くない面がある。ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	地方で生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少く在学者が対象となるため、特に地方によっては使い勝手が良くない面がある。ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	子どもへの学習支援は生活困窮家庭やひとり親家庭といった状況ごとに行われるわけではなく、必要とする子どもへ包括的に支援を行うことが地域全体の需要に沿うものである。	・ひとり親家庭等生活困窮家庭等実施要綱(子どもの生活・学習支援事業)・母子家庭等事業実施要綱(生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援事業)・生活困窮者就労準備支援事業等補助金交付要綱・平成28年1月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭等家庭福祉課事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&A」問1、2	厚生労働省	長野県	山形県、福島県、川崎市、石川県、静岡県、大阪府、徳島県、北九州市	○実際に生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の対象には、生活が困窮するひとり親家庭が最も多く含まれていると考えられる。両事業の目的に全く相違がないならば一本化による推進の方が効率的だと考える。 ○本県では、学習支援を含め子どもの居場所について、ひとり親家庭に限定せず、運営するため、本県では市町村を主体として、対象者を限定せずに学習支援の実施を検討しているところ。 現行では、ひとり親家庭等への学習支援部分と、生活困窮家庭等への学習支援部分とに分けたうえで、市町村が一本化する場合と、市町村が各自の居場所づくりの推進拡大につながる。また町村としては事業の直接実施が可能となり、町村の希望する子どもの支援に繋がる。	○ひとり親家庭の子どもへの学習支援は、親との離別・死別等によるひとり親家庭の子どもが抱持する特有の不安やストレスに配慮しつつ、連絡相談や学術指導等を行っている。また、基本的な生活習慣の改善支援や生活指導、学習習慣の定着等の学習支援に加え、地域の実情に応じて生活の改善等に対する支障を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営食事の提供を行っていること。 ○一方、生活困窮者は自己立支援法に基づく子どもの学習支援は、生活困窮世帯の子どもを対象として単に勉強を教えるためだけではなく、社会性の育成や居場所づくり、親への養育支援などを通じて、将来の自立に向かうため包括的な支援を実施するものである。 ○このように各事業及びその対象者の切り口が異なっており、個々の対象者の特性に応じ、それ事業を展開していくべきものであるが、その実施に当たっては子どもの状況に応じたきめ細かな対応を図り、各担当が連携して効果的・効率的に事業を進めたいと考えている。								
187	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	ひとり親家庭等日常生活支援事業費の算定額要件の緩和化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業費」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他日常生活の便宜とされる「生育援助」や、保育サービス及びビューティー事業における援助員会員の「家庭生活支援員」による「家庭生活支援員」が「生産性支援」及び「生活援助」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」で行なうことなど登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」事業の実施要件について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他日常生活の便宜とされる「生育援助」や、保育サービス及びビューティー事業における援助員会員の「家庭生活支援員」による「家庭生活支援員」が「生産性支援」及び「生活援助」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」で行なうことなど登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」事業の実施要件について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	多くの利用者の年齢層に近い若年層の支援員の登録増加により、サービス向上が図られる。 ・増加傾向にあるひとり親家庭のサービス利用要望に速やかに対応できる。 ・ひとり親家庭の修学等の自立促進のために必要な本事業が継続できる。	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱	厚生労働省	奥州市	平塚市、海老名市、出雲市、北九州市、長崎市	○平成28年度の国庫補正により、支援員の選定に当たっては、子育て支援に関する一定の研修と同様の研修を修了した者として実施主体が認めた者とすることができるようになったことから、本市では子育て支援員が登録された場合は、支援員とすることでできるようになります。 ○本市では、現行の国庫補助制度においては、専門職に限定されてしまうことから、市町村が多忙な中で、両制度の実施主体が異なるひとり親家庭等の場合は市町村でその事業計画の調整や経営分など事業者が負担することになり、事業費が高くなることから、市町村が高齢化したくとも、地域の実情に応じて実施する必要がある。	家庭生活支援員の資格要件については、平成28年度より自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするにこぎてあるが、「子育て支援」に付随する研修が実施する場合に限らざる。そのため、「子育て支援」の実施場所については、「子育て支援」に付隨する研修を行っているが、原則として、ひとり親家庭等の子どもを対象とする事業所や、事業所の内側で運営していることなどに限りません。 ○本市では、現行の国庫補助制度における「子育て支援」の実施場所については、「子育て支援」に付隨する研修を行っていないが、市町村が専門職に限定されてしまうことから、市町村が多忙な中で、両制度の実施主体が異なるひとり親家庭等の場合は市町村が高齢化したくとも、地域の実情に応じて実施する必要がある。 ○本市では、現行の国庫補助制度においては、専門職に限定されてしまうことから、市町村が多忙な中で、両制度の実施主体が異なるひとり親家庭等の場合は市町村が高齢化したくとも、地域の実情に応じて実施する必要がある。								
195	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和の申請をされる場合に、委員の急な欠席があった時でも予定通りに審査会を開催・議決できるようにしないと困難である。	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和の申請をされる場合に、委員の急な欠席があった時でも予定通りに審査会を開催・議決できるようにならぬといふことは、法律上問題はないが、開催の遅延や議論の不一致が生じる可能性がある。	委員の急な欠席があった時でも予定通りに審査会を開催・議決できるようにしないこと、これにより開催の遅延や議論の不一致が生じる可能性がある。	精神保健及び精神障害者福祉法において3分野(医療・保健福祉及び法律)の委員5名で構成する合議体で行い、各合議体内に所長(主任)を含む2名以上の委員が出席するに規定されている。合議体内に所長(主任)を含む2名以上で構成する場合に急な欠席があると議論を殺すことで議論を中断することができるよう、規制緩和を求める。	精神保健及び精神障害者福祉法第12条第15条精神保健及び精神障害者福祉法第47条第2款合議体を分け、年間の開催日程に基づいて各合議会を2ヶ月で1度開催していける。 ○この審査会は、同法施行令で定める各委員の委員会であるが、委員会の急な欠席はいつでも起つるものである。審査会が並びて開催する場合、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。 ○本州では、開催する場合に急な欠席がある場合は、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。 ○本州では、開催する場合に急な欠席がある場合は、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。 ○本州では、開催する場合に急な欠席がある場合は、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。	厚生労働省	広島市	埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、足立区、東京都、熊本県	○「制度の必要性」 ○制度の協力があり、これまで予定通りに審査会を開催してきたが、委員の急な欠席はいつでも起こるものである。審査会が並びて開催する場合、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。 ○開催は原則として各合議会を2ヶ月で1度開催していける。 ○この審査会は、同法施行令で定める各委員の委員会であるが、委員会の急な欠席はいつでも起つものである。代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。 ○本州では、開催する場合に急な欠席がある場合は、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。 ○本州では、開催する場合に急な欠席がある場合は、代替委員の確認表記と合わせて審査会を担当する委員から書類を提出する。	適正な医療及び保護を確保するために、患者本人の意思によらない入院や隔離・身体的拘束等の行為を実行せなければならない場合があるという精神科医療の特徴を踏まえ、精神障害者の権利を尊重するための基準としましては適正な医療及び保護を確保する観点から、精神保健福祉法、道府県の規則に基づく精神保健福祉法に基づく精神保健福祉法の実施要綱等が規定されています。 そして、審査会の運営については、精神科医療の観点を中心とした一つつも、上記の審査会の制度趣旨を踏まえ、専門的かつ総合的な観点から入院結果の適否や精神障害者の病状や精神障害者の病状等の判断をする評議会であり、開催は原則として毎月開催しておこなわれる。これらは、審査会の開催と診断結果を有する者、②精神科医療の権利及び権利の侵害に対する対応等の評議会である。精神保健福祉法第4条第2項。							
196	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受け申し込みやすい環境の整備を求める。	喀痰吸引や経管栄養という医療行為は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応の円滑化が図られる。	喀痰吸引等の医療行為を行なうことが可能な介護職員等が増えることによつて、当該医療行為を必要とする高齢者への対応の円滑化が図られる。	社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条	厚生労働省	広島県	岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町	○県内の介護事業所においても、介護職員等は不足している状況である。事業所からも「介護職員等に通常で50時間以上の研修を受けさせることは大変である」といった声があつたことから、通信課程を開設するなど、介護職員等が受けやすい環境整備をお願いしたい。 ○基本研修が長時間であるため、介護職員を研修に参加させられないという声は多く聞かれる。また、実地研修の不足により実地研修を受講せることは容易ではない。また、研修受講料が対応して、実地研修の協力を利用者が不足してしまったことから、1年以上経つても研修を修了しないという声も見受けられる。 そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすいう環境整備を実施したい。	○喀痰吸引等研修は、介護職員が医療行為である喀痰吸引等を利用する者の生命及び安全を確保しつつ実施されるようにするために必要な研修であり、研修制度を見直すには外部有識者や関係団体、当事者などと協議かつ丁寧に議論を行っていく必要がある。このため、まずは今年度喀痰吸引等の実地把握を行う調査研究を行うこととしており、その結果を踏まえ、課題を整理し、必要な対応策を検討してまいりたい。								

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野										団体名	支障事例	
197 A 権限移譲	医療・福祉	医療・福祉	障疾吸引等業務に関する都道府県事務の指定都市への権限移譲	障疾吸引等業務に関する都道府県事務の指定都市への権限移譲を求める。	広島市内の介護事業所では、平成22年に「障疾吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事案があった」このケースでは、「内部通報による問題が発覚し、指揮を行うことでてきたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報は届いていない」とある。 介護保険法上、指定都市には「介護事業所への立入検査権限だけではなく処分権限を有するが、事業所の職員のうち、誰が障疾吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。 ついては、障疾吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。	情報が一元化されることによって、他の検査と併せて、障疾吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているか検査することで、業務の適正化に繋がる。	社会福祉士及び介護福祉士法第46条の2~第48条の8	厚生労働省	広島市	川崎市、大阪府、沖縄県	○本県においても、中核市にある有料老人ホームについて、障疾吸引等を行う事案の登録や指揮監督、障疾吸引等研修を行つてある。 介護保険法による登録問題が発生する事案がある。 县と中核市で情報共有の上、指揮を行つてある。 障疾吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の更宜み度、障疾吸引等業務に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。			
198 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基準に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。	事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	広島市	酒田市、ひたちなか市、練馬区、各務ヶ原市、名古屋市、京都市、伊丹市、北九州市、熊本市、宮崎市	O) 2025年に向けて介護人材に係る受給権付与(平成27年6月厚生労働省)によると、全国で事業所を定めることになっている。 市町村に別れた数値は公表されていない。 本市では介護人材確保に向けた取組を実施しようとしているが、市内の介護サービス施設・事業所の介護職員数等について総裁を把握していないことから、提案のとおり情報提供を求める。 O) 介護サービス事業者から、国や地方自治体から質問項目が複数している調査が行われ、さらに調査の時間も異なるために、事務が煩雑化しているという声が上がっている。 そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。 今後は、左記提案があつこことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等で周知を図ることとする。		
220 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。	事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	指定都市市長会	酒田市、ひたちなか市、各務ヶ原市、名古屋市、北九州市、熊本市、宮崎市	O) 次期計画策定にあたっての事業所への調査が重複しているケースがあり、事業所担当者の負担が大きいため、取り扱いをお控へしたい。 本事業所に於ける調査の実施頻度が高く、同一のアンケート調査は行つていないため、同様の支障事例はしうじてないが、国が行つて事業所アシケートについて地方公共団体別の情報が提供されれば計画策定期間の参考になるものと考えられる。	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。 今後は、左記提案があつこことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等で周知を図ることとする。		
199 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療・福祉	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に要更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が決ったときは、都道府県への事前の意見聴取を行つことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型で定員数の振替ができるようすることを求める。	広島市は、経済面や生活面で深く結び付いている、山口県の7市町を含む近隣市町と地域密着型を合わせた総数に要更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が決ったときは、都道府県への事前の意見聴取を行つことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型で定員数の振替ができるようすることを求める。	市町村が広域型特養と地域密着型特養の定員の振替を柔軟に行なうことができるようになることで、必要な定員総数の確保を円滑に行なうことが可能となる。	介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項	厚生労働省	広島市	ひたちなか市、鹿児島市	O) 広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスムーズに行なえることで、必要な定員総数の確保に資することができるため、賛同する。	市町村が作成する介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数は必須計画事項となっており、それを変更する場合には、あらかじめ都道府県の意見を聽くことが必要となっている。(介護保険法第117条第2項・第10項) 指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各区域を構成する区市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配慮状況等を考慮して設定しているところである。		
200 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳の利用を許可してほしい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して全国ひとり親世帯等調査を利用した母子世帯の紹介を可能としてほしい。	国から指定された調査地区内の約2,400世帯のうち、住民基本台帳の情報上に調査対象世帯見込みは約70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みの差異が大きく合理性にかける。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査について(厚生労働省雇用均等見習室家庭局長通知) 統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	広島市、広島県	ひたちなか市、群馬県、横浜市、平塚市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎市、大分県	O) 当県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の合戸調査は、調査員の負担となっている。 住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。	全国ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父のいない児童が、養育者によって養育されている世帯)を概ね5年に1度の割合で開催している。 調査の対象となる母子世帯調査において、調査員が調査対象世帯を確定する手続から対象世帯も調査対象としており、これらの世帯について、調査対象世帯が一定の障害があるため、対象地区的全世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。 次回調査からの改善を目指す。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された障害事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	障害事例	
210	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第1項第2項で規定される自立訓練(機能訓練)に於ける個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、精神心理学的検査や行動評価等によるニーズ把握を行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のために、有効である。このリハビリテーションは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害者としてそれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種別によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求められる。	地域において専門職による適切なリハビリテーションを受けることで、対象者の注意障害や進行機能障害のように身体障害を伴わないが、然然社会活動に支障を来たす事例がある。そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職が、対象者の障害の個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、精神心理学的検査や行動評価等によるニーズ把握を行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のために、有効である。	高次脳機能障害については、記憶障害や注意障害、進行機能障害のように身体障害を伴わないが、然然社会活動に支障を来たす事例がある。そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職が、対象者の障害の個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、精神心理学的検査や行動評価等によるニーズ把握を行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のために、有効である。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第1項第2項で規定される自立訓練(機能訓練)に於ける個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、精神心理学的検査や行動評価等によるニーズ把握を行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のために、有効である。	厚生労働省 平成20年11月、厚生労働省社会・福祉局障害保健福祉部国立障害者リハビリテーションセンター	特別区長会 北海道、ひたちなか市、埼玉県、新潟県、富山市、多治見市、大阪府、岡山県、長崎県、熊本県	資料・高次脳機能障害者支援の手続き(承認第2版、平成20年11月)、厚生労働省社会・福祉局障害保健福祉部国立障害者リハビリテーションセンター	○病害や事故などのため脳が損傷されたら、身体障害は生じないが、記憶障害や注意障害、進行機能障害などは、身体障害を合併する場合がある。高次脳機能障害を合併する身体障害者に対して、生じる例がある。 ○高次脳機能障害を合併する身体障害者に對し、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職が、身体障害を要件としているため、身体障害を合併しない高次脳機能障害者には、身体障害を伴わなくては半側空間無視などにより、機能訓練・作業療法を必要とする方が多い。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職が、障害の個別性に応じて機能訓練とともに認知リハビリテーション等を実施できるよう機能訓練の実施している。しかし、自立訓練(機能訓練)は、身体障害を要件としているため、身体障害を合併する身体障害者には利用できない。 ○法令の規定では、高次脳機能障害者(他の他必要なリハビリテーションが含まれていないが、高次脳機能障害がない方は、手帳等級に該当しない程度のもの又は身体障害を伴わなくては半側空間無視などにより、機能訓練・作業療法を必要とする方が多い。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職が、障害の個別性に応じて機能訓練とともに認知リハビリテーション等を実施できるよう機能訓練の実施している。しかし、自立訓練(機能訓練)は、身体障害を要件としているため、身体障害を合併する身体障害者には利用できない。 ○(1)制度の必要性 ○身体障害者と高次脳機能障害者も、身体機能及び生活能力の維持、向上等のために支援が必要であり、高次脳機能障害者のための社会復帰等の効果が期待されるため、賛同する。 ○高次脳機能障害について、身体障害者手帳取得には至らない者についても適切な障害福祉サービス(自立訓練(機能訓練))を受ける機会が必要である。 ○同様の支障事例は、複数確認されており、対象者の身体障害の有無にかかわらず、包括的なリハビリテーションが受けられることで、より早期の就労・社会復帰が望める。 ○自立訓練(機能訓練)の一環として行うPTによる市街地訓練やOTによる家事訓練などは、身体障害者手帳の範囲に該当しない程度の麻痺がある高次脳機能障害者の社会復帰に効果的であるので、対象者要件の緩和が必要である。 ○自立訓練(機能訓練)が利用できない場合においても、自立訓練(生活訓練)等の利用により対象者に障害福祉サービス等を提供できているところであるが、より適切な支援をおこなうために必要な要件緩和と考ふ。 ○当事者の家族会から高次脳機能障害がいに特化したサービスがなく、家族が疲弊している現状があるとの話もあり、専門の障害福祉サービス体制を早急に創設する必要がある。 ○回復期リハビリテーション病院等を退院時には、身体障害者手帳を取得できない場合があり、その場合に、身体障害者手帳の交付を受けるまでの間、自立訓練(機能訓練)を利用することで、社会復帰に向け、退院時からの继续したリハビリテーションは有効であるため、医師の診断書による利用可能となるなど対象者の要件を緩和するよう求めること。	障害者総合支援法に基づく自立訓練は、身体障害者又は難病患者に対して身体機能の向上に係る訓練を提供する機能訓練と、知的障害者又は精神障害者に対して生活能力の向上に係る訓練を提供する生活訓練がある。 機能訓練及び生活訓練の対象者については、制度が施行された平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたものであるが、障害者のニーズの多様化を踏まえどのような対応が可能であるか、平成30年度報酬改定の議論の中で検討してまいりたい。	
212	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に変更	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1ヶ月以内に都道府県知事より届出を行わなければならぬこととされている。しかし、多くはも居抜きであることから、形状が既に決まっている場合、最初から事業者からもしくは運営する場合を差別する必要はない。また、行政指導(運営等)に関する指針が示されているが、事業者に対する行政指導を行って実効性的な指針が十分とは言えない。このため、さいたま市では事業者の割り勘等を基礎に、事業運営の適正化を図ることを目的とした条例を平成25年に制定し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を行なった。平成29年1月には行政処分を行なったところである。 しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後によろやか調査や指導が可能であること、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を経る必要があることから、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者を施設に入所させることができなくなっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービスを事業者から受けられない可能性が生じている。	許認可制の導入により、事業開始前において不適切な運営が疑われる事業者の参入を排除することができる。 また、法に基づき事業内容や施設基準を設けることにより、事業開設における事業の質の維持を確保することが可能になり、施設入所者に対する適切なサービスが提供できる。	社会福祉法第2条第3項第8号 平成27年4月14日付け 社援告014年第7号厚生労働省社会・福祉局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用する事業を行なう施設の設備及び運営について」の一部改正について(通知)	厚生労働省 指定都市市長会 埼玉県、千葉県、新潟県、名古屋市、岐阜市、福岡市、熊本市	○無料低額宿泊事業は、第二種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が整つていれば認められる旨はない。また、直ちに許認可制を取ることは困難と考えている。 ○同様の支障事例は、同様の支障事例は、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、生活保護受給者等を執行部が引き受けている場合もある。改定を受けることにより、指針の実効性は十分とは言えない。本事業においては、判断権限を有する者による基準の設定が必要である。 ○本市では、平成15年に国から示された「無料低額宿泊所の設備・運営等に関する指針」に基づき、「社会福祉法第2条第3項等に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針」を独自に定め、事業者に対して指針を行なっているが、法律に基づく指揮権限がないため、指針には限りがある。また、この指針では、社会福祉各法に法的位置付けのない施設に対する指揮権を行なう形ではなく、法律に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない事業者等に対して、行政の指揮権限がないため、指揮権限が明記した法整備がなされており、実際の把握が困難である。国において平成27年度に指針の見直しが図られたが、届出制の見直し及び施設準備・運営に関する基準並びに指揮権限を明記した法整備がなされており、実際の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に営利を図るなどした事業者に対する経営の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となっている。以上のことをより、善良な事業者を排除することのないよう配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な待遇を確保し、質の向上を図るために、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに強い指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。	○無料低額宿泊事業を許認可制にすることについては、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となるおそれがあり、直ちに許認可制を取ることは困難と考えている。 ○同様の支障事例は、同様の支障事例は、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、生活保護受給者等を執行部が引き受けている場合もある。改定を受けることにより、指針の実効性は十分とは言えない。本事業においては、判断権限を有する者による基準の設定が必要である。 ○このため、無料低額宿泊所の設備・運営等に関する指針は、独自に定め、事業者に対して指針を行なっているが、法律に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない事業者等に対して、行政の指揮権限がないため、指揮権限が明記した法整備がなされており、実際の把握が困難である。国において平成27年度に指針の見直しが図られたが、届出制の見直し及び施設準備・運営に関する基準並びに指揮権限を明記した法整備がなされており、実際の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に営利を図るなどした事業者に対する経営の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となっている。以上のことをより、善良な事業者を排除することのないよう配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な待遇を確保し、質の向上を図るために、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに強い指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。				

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)		
	区分	分野									団体名	支障事例			
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が複雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と求められており、給付額の算定請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない。 ○市システムによる請求事務の指導・助言	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が複雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と求められており、給付額の算定請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付委嘱・特別利用保育、特別利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地区型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川越市、海老名市、静岡県、城陽市、豊田市、大阪府、伊丹市、淡路市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新潟市、佐賀県、長崎県、大村市、熊本市、延岡市	○(処遇改善等加算に係る事務) 加算認定に係る考え方や施設側に混透していないもので、平成29年度は新たに、「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、当該加算の適用時期が不明であり、施設側の不安をあおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助言する手帳がかかる負担がかかるついている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と求められており、給付額の算定請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない。 ○市システムによる請求事務の指導・助言	○(処遇改善等加算に係る事務) 加算認定に係る事務が混透していないもので、平成28年6月17日に事務連絡を発出し、周知を図っているところ。また、平成28年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算定方法が不明であり、施設側の不安をあおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助言する手帳がかかる負担がかかるついている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言	O 処遇改善等加算に係る事務の実績を算出しており、周知を図っているところ。また、平成28年年度で、平成29年度に係る賃金水準の算定方法を「お公示」するとともに、加算率に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、平成より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しした。また、平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の算定方法が「お公示」する場合には、Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。また、平成28年5月20日に「処遇改善Ⅱ」(技能・経験に応じた処遇改善)のキヤリバ要素に当たっては、当該要素に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算Ⅱの項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。 ○Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。 ○市システムによる請求事務の指導・助言		
												○ 処遇改善等加算に係る事務の実績を算出しており、周知を図っているところ。また、平成28年年度で、平成29年度に係る賃金水準の算定方法が「お公示」するとともに、加算率に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、平成より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しした。また、平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の算定方法が「お公示」する場合には、Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。また、平成28年5月20日に「処遇改善Ⅱ」(技能・経験に応じた処遇改善)のキヤリバ要素に当たっては、当該要素に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算Ⅱの項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。 ○Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。 ○市システムによる請求事務の指導・助言	O 処遇改善等加算に係る事務の実績を算出しており、周知を図っているところ。また、平成28年年度で、平成29年度に係る賃金水準の算定方法が「お公示」するとともに、加算率に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、平成より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しした。また、平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の算定方法が「お公示」する場合には、Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。また、平成28年5月20日に「処遇改善Ⅱ」(技能・経験に応じた処遇改善)のキヤリバ要素に当たっては、当該要素に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算Ⅱの項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。 ○Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。	O 処遇改善等加算に係る事務の実績を算出しており、周知を図っているところ。また、平成28年年度で、平成29年度に係る賃金水準の算定方法が「お公示」するとともに、加算率に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、平成より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しした。また、平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の算定方法が「お公示」する場合には、Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。また、平成28年5月20日に「処遇改善Ⅱ」(技能・経験に応じた処遇改善)のキヤリバ要素に当たっては、当該要素に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算Ⅱの項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。 ○Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。	○ 処遇改善等加算に係る事務の実績を算出しており、周知を図っているところ。また、平成28年年度で、平成29年度に係る賃金水準の算定方法が「お公示」するとともに、加算率に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、平成より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しした。また、平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の算定方法が「お公示」する場合には、Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。また、平成28年5月20日に「処遇改善Ⅱ」(技能・経験に応じた処遇改善)のキヤリバ要素に当たっては、当該要素に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日に「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算Ⅱの項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。 ○Q&A集を発出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別見童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び算出には問題ない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
233	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度については、4つの事業区分に分けて配分されため、特に推進を図りたい事業に対して重点を置いて実施できるようになります。京都府としては、継続的に介護福祉士を輩出していくために、介護福祉士実務者研修受講料支給事業の推進に特に重きを置いたいと考えています。	地域の実情に応じて、各事業区分間の配分額を都道府県の裁量により、調整を柔軟的に行める仕組みとする	介護福祉士修学資金等貸付制度の実施要綱	厚生労働省	京都府、大坂府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	川崎市	-	O 介護福祉士修学資金等貸付事業の中には、介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講料支給事業の実施について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(介護福祉士修学資金等貸付事業分)として交付しており、資金ごとの内訳を設けて交付していない。このため、現行でも実施主体の裁量により配分可能となっている。		
236	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は抜本的な問題であり、諸外国では、次のような例があります。 ○フランス法の例 売り場面積400m以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化 食品安全と食品安全事故の発生が現在よりも増加しているが、現行制度よりも細やかな規定を設け、食品安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備されたい。(京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品安全法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないという内容の条例を制定しても無効である。)	食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例があります。 ○フランス法の例 売り場面積400m以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化 食品安全と食品安全事故の発生が現在よりも増加しているが、現行制度よりも細やかな規定を設け、食品安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備されたい。(京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品安全法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないという内容の条例を制定しても無効である。)	食品衛生法	厚生労働省	京都府、徳島県	旭川市、三塚市、宮崎県	-	本提案は、「食品事業者が食品を寄付する場合に、食品衛生法上の責任について免責すること」を提案するものと伺っています。 食品衛生法の目的は、飲食における衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健勝の保護を図ることであり、食品事業者に対しては、寄贈によるものも含めて、食品の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受について、清潔で衛生的に行なうことを求めている。 また、健康被害の原因となる食品の販売を行なうことができないことがされています。 食品衛生法上の責任について、寄贈を基準として一律に免責した場合、上述の食品衛生法の目的を達成することができなくなるため、提案の実現は困難である。 【参照条文】 第一条 この法律は、食品の安全の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健勝の保護を図ることを目的とする。 第五条 販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行なわれなければならない。 第六条 次掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 一、廃棄し、若しくは委託したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがない飲料に適するところ認められているものは、この限りでない。 二、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの、ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 三、病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。四、不潔、異物の混入又は添加その他他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。		
243	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者免許の各種申請書式記載事項の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、承認申請)と申請書式に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。	医療従事者免許の各種申請書式の厚生労働大臣名を廃止することで、申請者や申請書内容の確認を行う都道府県職員の事務負担を軽減することです。	医師法第2条、医師法施行規則第3条、医師法施行規則第1条の3等	厚生労働省	群馬県、福島県、長野県、静岡県、京都府、熊本県、北九州市、沖縄県	旭川市、岩手県、茅ヶ崎市、三塚市、宮崎県、新潟県	○【制度の必要性】 本市においても、厚生労働大臣名が未記入又は誤記等による訂正の必要性が生じた場合には、提出者本体と同様方針により対応している。申請者の申請書式は厚生労働大臣名で記載されており、その宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇〇」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。 申請者の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない。または誤記を防止するため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を提示するなどに対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合に、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。 申請者の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医療薬剤師会業務課のそれぞれ厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。 ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。 希望の医療従事者の各種免許申請書に於ける厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、省令改訂により対応することを検討してまいりたい。		
244	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%超から80%超に引き下がるとともに、対象サービスについてもサービスから17のサービスに拡大された。	提案の実現によって判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担を大幅に削減することができるため、自治体、介護サービス事業所の負担軽減につながるものと考えられる。	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表イ6 厚生労働大臣が定める基準83	厚生労働省	香川県	川崎市、新潟市、高崎市、大津市、大阪府、島根県、徳島県、高松市	○本市においても、制度改定後の減算の判定件数は20倍程度増加しているにも関わらず、結果は対応などの事務負担を大幅に削減することができるため、自治体、介護サービス事業所の負担軽減につながるといふべきである。	○特定事業所集中減算の見直しについては、「介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年1月29日 社会保険審議会介護保険部)」において、平成30年度介護報酬改定の際にあわせて検討することが適当とされたところであり、現在議論いただいているところである。		
262	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	就職準備金の貸付対象者の見直し	保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付ができるよう制度改正をする。	潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。	保育士修学資金貸付等制度実施要綱	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、京都府、北九州市、大村市、沖縄県連合	川崎市、浜松市、島本町、北九州市、大村市、沖縄県	○本市においても、当該貸付事業を実施しているが、要件が厳しいために対象者が少ない状況であるため、要件緩和が必要であると考える。 ○潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。	就職準備金貸付では、「離職後1年以上経過していること等を要件としているが、当該期間を短縮する場合、貸付を受けるために離職をしてしまうような保育士のモラルハザードが発生する恐れがあり、慎重に検討することが必要。まずは、現在の制度に基づき、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図り、潜在保育士の振り起こしを行なうべきである。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
263	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和	府内の子育て短期支援事業実施市町村の割合は、戦災孤児の保護・収容を目的とした児童養護施設等が他府県と比べ充実していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国で多いとの指摘がある。児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置入所者で最も多く、子育て短期支援事業の実施施設と併用されているが、里親のリフレーティング・マッチング・支援を行なう里親支援機関を介して里親に委託し、児童養護施設等では利用者を受け入れることが困難になつている。	里親支援機関から里親に委託を行えるよう制度の見直しがなされることで、里親への委託が促進されるようになり、児童福祉施設等が満員で受け入れができる場合なども利用者の受け皿を確保することができるようになる。また、子育て短期支援事業の実施施設と併用する児童養護施設等には地域偏在があり、地元に施設が存在しない住民は、施設を利用することで、児童虐待の危険性を防ぐため、施設でできる範囲は、施設近くの関係性のある里親に対して登録をしていくことが限度であり、仮に市町村を跨いだ施設を介したものでも、利用者は遠方まで児童を送迎しなければならず負担が強いわれる。そもそも、府内の児童養護施設等には地域偏在があり、府内の市町村のおよそ半分は児童福祉施設等が存在しない。このような中、近隣に実施施設を持たない市町村が、市町村域を跨いで施設を介した形式で、里親に委託する事業の活用は、極めて困難である。	児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9児童福祉法施行規則第1条の26及び第1条の4第3条の3、第1条の4子育て短期支援事業の実施施設と併用する児童養護施設等の実施施設の実施規則第1条の2(厚生労働省雇用均等・児童福祉基準通知 平成26年雇児発第529号第14号)里親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭庭長通知 平成20年雇児発第0401011号)	厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、西宮市、焼津市	川崎市、大垣市、焼津市	内に於ける児童養護施設等には地域偏在があり、地元に施設が存在しない住民は、施設を利用することで、児童虐待の危険性を防ぐため、施設でできる範囲は、施設近くの関係性のある里親に対して登録をしていくことが限度であり、仮に市町村を跨いだ施設を介したものでも、利用者は遠方まで児童を送迎しなければならず負担が強いられる。	子育て短期支援事業の実施施設については、「児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設」としており、施設のない里親支援機関は実施できないこととされている。施設のない里親支援機関が当事業を実施できるよう見直すことについては、そうした機関が緊急時に里親を支援することが可能か等、課題を整理した上で検討してまいりたい。		
271	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	【現状】児童養護施設では、児童被虐待など不適切な療養による被害の症状として、低体温、低体重、夜尿症をはじめ、攻撃性や衝動性をコントロールするための投薬管理や医療的な指示助言等多様な行動上の障害に対する医療ケアを必要とする児童が増えている。そのため、医療的支援体制の強化を目的に児童養護施設等の看護師配置が可能となることで、平成22年度から医療的ケアが必要な児童数が20名から15名に要件が緩和された。また、本府においては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を発表し、各施設において「小規模化・地域分散化等を進めよう」という基準を定め、施設の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。	医療的ケアが必要な児童や被虐待児童へのきめ細かい対応が可能となり、児童の安心・安全な養育に資することができる。	平成24年4月6日付雇児発第0405号第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第6	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	長野県、大分県	O国は児童養護施設等の小規模化を進めており、本県でも児童養護施設9カ所のうち大変施設は13所で、定員も40名以下の施設がほとんどであるなど小規模化を全国に先駆けて進んでいる。こうした中、医療的ケアを必要とする児童が15名以上いる場合は施設の実情に合っておらず、施設側から規制緩和の要望が出ている。	ご提案の内容については、『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』における児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進に関する議論等を踏まえ、検討していきたい。		
307	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和	現在兵庫県でも医師不足は否定できない状況の中、当該施設は北播磨圏域に所在し、88歳になる医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。兵庫県や近隣の病院へ非常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。当該医師が欠けた後、現在のようなる医療体制を保つことは極めて困難な見通しであり、近い将来閉鎖もしくは福祉施設への変更を余儀なくされると考えている。そのため、市民が望む医療型センターの存続が可能となる。現在同様、18歳までの外来児の受け入れは継続でき、他の医療機関へ移転する際は、児童の発達の傾向の下の療育が受けられないこと、外見上の受け入れや訓練が出来なくなるとともに近隣に児童を受け入れてくれる施設もない。また、医療型の施設は近隣ではなく、放課後等デイサービスの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣ではなく、医療型の施設は困難といっている。	医療型児童発達支援事業における、設置基準について、要件(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条及び医療法施行規則第21条の2:児童発達支援事業所に面接すべき医師の員数の標準は、「...とする。」)を明確化することで、事業体制の継続について検討することができる。市民が望む医療型センターの存続が可能となる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条、医療法第21条2、医療法施行規則第21条の2	厚生労働省	北播磨どこも発達支援センター事務組合わかあゆ園	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	○本年4月現在において、市内から17名もの障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けている。	医療型児童発達支援は診療所において発達支援と併せて医療を提供するものであり、医療型児童発達支援における医師の配置基準を緩和した場合には、診療所ではなくため医療が提供できなくなり、医療型児童発達支援の責務を果たすことができなくなるため、当該提案の対応は困難である。		
308	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、独立自立に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行なうため、保健・経営・送迎等の支援サービスに加え、医療(診療・リハビリテーション)を行っているところである。常勤医師の配置は規定について、常勤医師一名が必要となつた。	当該施設は、日常生活における基本的動作の指導、独立自立に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行なうため、保健・経営・送迎等の支援サービスに加え、医療(診療・リハビリテーション)を行っているところである。常勤医師の配置は規定について、常勤医師一名が必要となつた。	健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号	厚生労働省	北播磨どこも発達支援センター事務組合わかあゆ園	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	○本年4月現在において、市内から17名もの障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けたり、また施設を卒業した児童が継続的にリハビリテーションの受け入れを行なっている。	○診療報酬における障害児(者)リハビリテーション料の算定基準は、こうした医療を担保するために定めており、「障害児(者)リハビリテーション料の算定基準」は、現在利用している障がい児は受け入れ先がない状態となり、医療型児童発達支援事業を受けることができなくなる。		
292	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉サービスによる有効期間の定めについて弹性的な運用	現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受ける事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるよう見直しを求める。	同一事業所で複数サービスを指定していくことによって、指定有効期限が異なっている場合に、指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受ける事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるよう見直しを求める。	介護保険法第七十条の二、他	厚生労働省	船橋市	仙台市、千葉県、八戸市、横浜市、新潟市、高崎市、各務ヶ原市、名古屋市、春日井市、大津市、府中町、長崎市、熊本市、宮崎市	○提案市と同様に、複数のサービスの指定を受ける事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならない。事業者のみならず、市町村にとって大きな事務負担となるため、次回の更新以前には、更新ごとに申請の手続きをまとめて行なうことができるよう弹性的な運用が可能となるよう見直しを求める。	介護保険法第70条の2第1項及び障害者共済支援法第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けること、その期間の経過に伴い、それらの効力が生じるようになります。これは、指定の有効期間を規定するものであり、指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受ける事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるため、そのサービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それは新規指定扱いとなるので、どうしてそれが複数になくなってしまう。事業所にその旨説明すると、結局は有効期限は併せないといふことである。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野										団体名	支障事例	
296	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保健所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設と認定を受けるが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保健所等が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	子どもの子育て支援法、厚生福社法、就学前の子どもに関する教育、保健等に関する法律、厚生省令等による規定と合わせて、利用者が効率的に行うことができ、効率的に事業を実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談が増加するため利便性の向上にも資する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	・生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取り扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)(第一次改正平成26年4月25日社援保発0425第4号)(第二次改正平成28年3月31日社援保発0331第3号)	徳島県、宮崎市	○本県においては、幼保連携型認定こども園に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定められており、認定こども園法に規定する「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、子育て支援事業との「地域子育て支援拠点事業」は、これとは別に、主任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度で柔軟な子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るものとの、相互に独立した事業である。	「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園が併せて実施することにより、保護者の便益や効率的な事業実施等に資する場所も多いとの考え方があり、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成25年度実績:581箇所(全体603箇所))。将来の更なる拠点整備も求められており、認定こども園に対する委託の継続性に引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と委託・効果等の違いが不明確であるという旨指摘については、対応を検討してまいりたい。	認定こども園の場合は、認定こども園の「子育て支援事業」を実施することにより、保護者の便益や効率的な事業実施等に資する場所が多いとの考え方があり、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成25年度実績:581箇所(全体603箇所))。将来の更なる拠点整備も求められており、認定こども園に対する委託の継続性に引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と委託・効果等の違いが不明確であるという旨指摘については、対応を検討してまいりたい。
298	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等の調整時における上限額への弾力的運用	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等の調整時における上限額の調整のため定められている上限額について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断がある場合は、保護受給者から同意を加えられるようにしたい。	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等の調整の中では、「生活保護費の費用微収及び費用徴収の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)厚生労働省社会・援護局保護課長通知」により上記の規定に定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返済する意がある場合でも、保護受給者等の調整を行なうことにより計画的な徴収が可能となる。	生活保護法第78条の2	厚生労働省	郡山市	ひたちなか市、青梅市、多治見市、豊田市、豊田市、北九州市、熊本市	○生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防止や、債務管理に係る債務負担の範囲に繋がる制度である。しかし、微収金の範囲が多くあり、障害者加算などの相殺可否額の増額が無い場合などにおいては、微収金の範囲につながり、他世帯のサービス料等の充実へつながる。	○ご指摘の範囲については、通知において単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度とされていることから、これらの金額が大きく超えない限りにおいては、現行上も許容されるものであり、この範囲内においては保護の実態把握で判断されたい。	○生活保護費の費用微収は、保護受給者の最低限度の生活の需要を満たし、且つ、これを超えない基準で支給されるとともに、活用する際の効率化を図るため、生活保護法第78条に基づく徴収金を保護費と調整することについては、生活保護の理窟である旨、単身世帯(5,000円)と複数世帯(1万円)との差異による可能性が極めて高く、最もも慎重な検討をするものである。	○現行では、ご指摘の通りに単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度を上限とするよう通知しているところである。この点に関して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議においても、合理的な運用である旨の意見を頂いている。	
305	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児の相談支援におけるアセスメント及びモニタリング実施場所の規制緩和	福祉サービス利用の際ににおける相談支援のアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようすることを求める。	障害児の自立した生活を支えるためには、中立、公正な第三者によるケアマネジメントが必要となるが、事業者の参入が少なく、全ての利用者に対して適切なケアマネジメントが実施できない。	障害児の利用者が通所している事業所での面接を可能とすることで、利用者の希望を叶えることができるほか、相談支援専門員が効率的にアセスメント及びモニタリングを実施することができるようになるため事業者の参入者が期待され、全ての利用者に対して適切な相談支援の実施を推進することができる。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定評定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第15条第2項第6号及び第3項第2号 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第15条第2項第6号及び第3項第2号	厚生労働省	千葉市	旭川市、千葉県、新宿区、相模原市、多治見市、刈谷市、大府市、伊丹市	○当市においても個々のケースによるが、本人や事業所等との都合のつきにさまざまな問題があるため、相談支援専門員が直接事業所に出向き、実際の本人の様子を確認した上でアセスメント等の面接を行った方が効果的とされる。	障害児の相談支援におけるアセスメント及びモニタリングについて、利用者の心の状況やその苦んでいる環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者の状況を把握するために実施する相談支援の実施は、利用者の苦んでいる状況や行うものであり、生活の基礎となる居宅等の状況を確認しないことは利用者の普及に至らないことである。相談支援専門員が居宅等を訪問することにより、利用者の虐待等を受けている場合の早期発見や虐待の未然防止につながる効果があるとされるところから、提出のあつたように居宅等ではなく通所事業所においてアセスメント及びモニタリングを実施することは認められない。	障害児の相談支援におけるアセスメント及びモニタリングについては、利用者の心の状況やその苦んでいる環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者の状況を把握するために実施する相談支援の実施は、利用者の苦んでいる状況や行うものであり、生活の基礎となる居宅等の状況を確認しないことは利用者の普及に至らないことである。相談支援専門員が居宅等を訪問することにより、利用者の虐待等を受けている場合の早期発見や虐待の未然防止につながる効果があるとされるところから、提出のあつたように居宅等ではなく通所事業所においてアセスメント及びモニタリングを実施することは認められない。	